

令和7年度第1回 長浜市環境審議会 会議次第

日時：令和7年9月25日（木）午後1時30分

場所：長浜市役所本庁舎1階 多目的ルーム3、4

1. あいさつ

2. 委員・事務局紹介

3. 会議事項

- ・長浜市環境年次報告書について 資料1
- ・再エネ導入促進施策の再エネ促進区域の設定について 資料2 資料3
- ・委員改選等について 資料4

4. その他

- ・長浜市総合計画の策定に向けて 資料5
- ・「クビアカツヤカミキリ」について

次回の環境審議会：令和8年1月13日（火）13:30～ 多目的ホール1，2

令和7年度（令和6年度実績） 長浜市環境年次報告書



令和6年度夏休みリサイクル工作コンテスト
各部門最優秀賞作品

長浜市

目次

第1章	良好な自然環境の保全・再生	6
第1節	自然環境の保全・再生推進	6
(1)	山林の適切な保全	6
(2)	農地の適切な保全	6
(3)	河川・琵琶湖などの保全	6
第2節	生物多様性の保全・再生推進	6
(1)	生物の生息・生育状況の把握	6
(2)	生物の保全・管理	6
(3)	外来生物対策の強化	6
(4)	環境に配慮した農林水産業の推進	6
第3節	自然の恵みの持続的な活用推進	6
(1)	自然とふれあう場と機会の提供	6
(2)	農林水産物の地産地消・ブランド化の推進	6
第4節	第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	7
(1)	市産材素材（丸太）の年間生産量	7
(2)	遊休農地面積	7
(3)	環境保全型農業直接支払交付金面積	7
(4)	ナガエツルノゲイトウの生育面積	7
(5)	里山づくり講座受講者（年間）	7
第2章	ひとの健康と安全を守る生活環境の保全	8
第1節	環境公害防止に向けた継続的な監視	8
(1)	水質の保全	8
(2)	大気の保全	8
(3)	騒音・振動の防止	8
(4)	光害などの防止	8
(5)	有害化学物質・放射性物質の監視測定	8
(6)	不法投棄の防止	8
第2節	公害の未然防止	8
(1)	事業所への指導の徹底	8
(2)	環境保全協定の締結推進	8
第3節	第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	8
(1)	市内河川のBOD濃度(2.0mg/L以下)	9

(2) 大気環境基準適合率（※3項目）	9
(3) 騒音に関する環境基準達成率	9
(4) きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	9
(5) 環境保全協定の締結事業所数	9
第3章 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり	10
第1節 水とみどりの保全・再生推進	10
(1) 公園・緑地の整備・維持管理の推進	10
(2) 親水空間の保全	10
第2節 歴史・文化の保存・活用推進	10
(1) 歴史資源や文化財の保存・活用	10
(2) 市民文化活動の推進	10
第3節 景観の保全・創造推進	10
(1) まちなみ景観の形成	10
(2) 空き家・空き地の管理・活用の推進	10
(3) 地域美化の推進	10
第4節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	10
(1) 「広場・公園などが充実している」に関する満足度	11
(2) 「自然や街並みの景観が美しい」に関する満足度	11
(3) 「その他住宅」の空き家率	11
第4章 もの・水・エネルギーの循環の創出	12
第1節 3Rの推進	12
(1) ごみの発生抑制	12
(2) 物の再利用	12
(3) リサイクルの推進	12
第2節 水循環の保全・再生推進	12
(1) 水の適正な利用推進	12
(2) 水循環の促進	12
第3節 エネルギーの効率的・有効活用の推進	12
(1) 省エネルギーの推進	12
(2) 再生可能エネルギーなど環境に配慮したエネルギーの利用促進	12
第4節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	12
(1) 1人1日あたりのごみ排出量	13
(2) 多面的機能補助金交付の補助件数（年間）	13
(3) 市内再生可能エネルギー設備の容量合計	13

第5章	地球環境保全への貢献	14
第1節	地球温暖化緩和策の推進	14
(1)	地球温暖化対策に向けた行動の促進	14
(2)	市の先導的取組の推進	14
第2節	地球温暖化適応策の推進	14
(1)	地球温暖化リスクの把握及び対策の検討・実践	14
(2)	地球温暖化リスクとその対策に関する情報の発信	14
第3節	第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	14
(1)	温室効果ガス排出量（年間）	14
(2)	電気自動車普及率	14
(3)	適応策に関する情報の発信回数（年間）	14
第6章	行動と連携による長浜エコ人づくりの推進(人づくり)	15
第1節	環境教育・学習の推進	15
(1)	学校での環境教育の充実	15
(2)	家庭や地域、職場での環境学習の充実	15
第2節	環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進	15
(1)	環境関連団体などの育成・支援推進	15
(2)	長浜市官民パートナーシップの活動支援	15
第3節	協力体制づくりの推進	15
(1)	様々な活動主体間との連携強化	15
第4節	環境情報の収集・発信	15
(1)	様々な媒体を活用した環境関連情報の発信推進	15
第5節	第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	15
(1)	環境保全に係る催しなどへの参加者数（年間）	16
(2)	大学との連携事業の総数（累計）	16
(3)	長浜エコネットワーク協議会参加団体数	16
(4)	1ヶ月の市ホームページ閲覧数	16
第7章	重点施策	17
第1節	長浜型ツーリズムプロジェクト（生物多様性関連）	17
第2節	資源循環システム構築プロジェクト（ものの循環関連）	17
第3節	地球温暖化対策推進プロジェクト（地球温暖化対策関連）	18
第4節	第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況	18
(1)	ウォーキングなど自然を体験する活動への参加率	19
(2)	環境保全に係る催しなどへの参加者数（年間）	19

（３）食品ロス削減に向けた市の情報発信の回数（年間）	19
（４）１人１日あたりのごみ排出量	19
（５）不要な電気を消すなど節電の取組率	19
（６）市内再生可能エネルギー設備の容量合計	19
第８章 第２次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況一覧	20

第2次長浜市環境基本計画に基づいて、令和6年度における長浜市の環境の状況や取組の内容について報告します。

第1章 良好な自然環境の保全・再生

琵琶湖や淀川水系の河川などの「水」、伊吹山系の山々・里地里山・公園などの「みどり」、そこに生息・生育する多様な「生きもの」など、本市の多様な自然環境は、まちの歴史を生み、産業を育み、私たちの暮らしを支えてきました。そして、将来の長浜のまちをつくるのもこの自然環境です。あるべき自然があるべきところに見られ、虫や鳥、魚などの生きものと出会え、自然から多くのことを学び、持続的に利用することのできるまちをめざします。

第1節 自然環境の保全・再生推進

(1) 山林の適切な保全

森林の多面的機能が発揮されるよう、森林組合や森づくり活動団体などと連携して、森林の整備を行い、森林の保全・利活用を進めます。

(2) 農地の適切な保全

農業・農村の多面的機能が発揮されるよう、農業者や集落活動と連携して、農地の適切な保全や活用をすすめます。

(3) 河川・琵琶湖などの保全

漁業協同組合などと連携して淀川水系の河川や琵琶湖、内湖などの保全・回復を図ります。

第2節 生物多様性の保全・再生推進

(1) 生物の生息・生育状況の把握

市民との協働により、野生動植物の生育・生息状況に関する調査研究・情報収集を図ります。

(2) 生物の保全・管理

北部山岳地のムラサキヤシオツツジや竹生島のタブノキ林、山門水源の森のミツガシワなど市の貴重な植物の保全を図ります。また、ニホンザル、イノシシ、カワウなど野生鳥獣の個体数調整により農林水産被害の防止に取り組みます。

(3) 外来生物対策の強化

オオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウなどの外来生物対策については県や市民と連携した駆除などを行い、侵入や分布拡大防止に取り組みます。

(4) 環境に配慮した農林水産業の推進

環境や生きものに配慮した持続可能な農林水産業を推進します。

第3節 自然の恵みの持続的な活用推進

(1) 自然とふれあう場と機会の提供

林業や農業などの体験を通じて学ぶことができる機会や、自然のなかで市民が憩える場の創出に努めます。また、琵琶湖をはじめとする自然環境や歴史文化を体験し学ぶエコツーリズムなどの取組を推進します。

(2) 農林水産物の地産地消・ブランド化の推進

農林水産物の地産地消に取り組むとともに、米を代表とする環境特性を活かした地域ブランドの確立により農林水産業の活性化を推進します。

第4節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
(1) 市産材素材（丸太）の年間生産量	10,628 m ³ /年 (2017)	10,303 m ³ /年 (2024)	15,500 m ³ /年 (2028)	北部産業振興課
(2) 遊休農地面積	51 ha(2017)	48 ha(2024)	46 ha(2028)	農業振興課
(3) 環境保全型農業直接支払交付金面積	—	2,341ha(2024)	2,467ha(2028)	農業振興課
(4) ナガエツルノゲイトウの生育面積	1,200 m ² (2017)	16,448 m ² (2024)	0 m ² (根絶)(2028)	環境保全課
(5) 里山づくり講座受講者（年間）	57 人/年(2017)	120 人/年(2024)	300 人/年(2028)	北部産業振興課

(1) 市産材素材（丸太）の年間生産量

2025年度直近の実績は10,303m³/年（2028年度目標値：15,500m³/年）でした。

引き続き、搬出間伐及び主伐の促進を図り、素材生産量の増加を図ります。

(2) 遊休農地面積

2025年度直近の実績は48ha（2028年度目標値：46ha）でした。

当市では、集落での話し合いに基づき守るべき農地の範囲を決めた「地域計画」を策定したことから、計画範囲内にある不作付け農地の活用は図りつつ、範囲外にある遊休農地については、集落での話し合いに基づき、対策を講じるものとします。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金面積

2025年度直近の実績は2,341ha（2028年度目標値：2,467ha）でした。

市内農業者の取組面積は、令和5年度より微減しました。

(4) ナガエツルノゲイトウの生育面積

2025年度直近の実績は16,448 m²（2028年度目標値：0 m²（根絶））でした。

関係機関と連携し、新たに発見された群落・個体は出来るだけ除去します。

(5) 里山づくり講座受講者（年間）

2025年度直近の実績は120人/年（2028年度目標値：300人/年）でした。

地域住民による里山整備につながる講習会を継続して実施します。

第2章 ひとの健康と安全を守る生活環境の保全

自然が有する浄化能力を超えた水質汚染や騒音などのため、環境リスクが生じています。事業活動や日常生活から生じる汚染物質や騒音などが少なく、浄化能力の高い健全な自然環境があり、身の回りに清らかな水やさわやかな空気などが保たれ、誰もが健康に暮らすことができる環境を確保することをめざします。

第1節 環境公害防止に向けた継続的な監視

(1) 水質の保全

水質などの継続的な監視を行います。また、琵琶湖や河川の水質の保全を図ります。

(2) 大気の保全

大気の継続的な監視を行います。また、市民や事業者の活動による大気への影響抑制に努めます。

(3) 騒音・振動の防止

騒音・振動の継続的な監視を行います。また、自動車による騒音・振動などを低減するために、自動車の適正使用について啓発します。

(4) 光害などの防止

夜間照明や街灯、太陽光パネルからの反射による光害などの防止に向けた取組を検討・推進します。

(5) 有害化学物質・放射性物質の監視測定

有害化学物質・放射性物質の継続的な監視を行います。また、関連する情報の提供に努め、適正な使用・管理をすすめます。

(6) 不法投棄の防止

ごみの散乱防止や不法投棄に関する啓発を徹底するとともに、地域住民や関係機関と協力して、不法投棄の発生抑制に取り組みます。

第2節 公害の未然防止

(1) 事業所への指導の徹底

工場・事業場などに対する関係法令に基づく規制・指導を徹底します。

(2) 環境保全協定の締結推進

事業者と環境保全協定を締結し、事業者の環境配慮を促進します。

第3節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
(1) 市内河川のBOD濃度(2.0mg/L以下)	35/41地点(2017)	36/36地点	全地点(2028)	環境保全課
(2) 大気環境基準適合率(※3項目)	3項目全て基準 適合(2017)	3項目全て基準 適合(2024)	3項目全て基準 適合(2028)	環境保全課
(3) 騒音に関する環境基準達成率	100%(2017)	100%(2024)	100%(2028)	環境保全課
(4) きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	20件(2017)	34件(2024)	35件(2028)	環境保全課
(5) 環境保全協定の締結事業所数	36事業所(2017)	42事業所(2024)	45事業所(2028)	環境保全課

※24時間自動測定を実施している、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の測定値

(1) 市内河川の BOD 濃度 (2.0mg/L 以下)

2025 年度直近は 36 地点のうち、全地点で BOD 濃度 2.0mg/L 以下でした。(2028 年度目標値 : 全地点 BOD 濃度 2.0mg/L 以下)

(2) 大気環境基準適合率 (※3 項目)

2025 年度直近は二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) の全ての項目において基準値内でした。(2028 年度目標値 : 3 項目全て基準適合)

今後も目標達成に努めます。

(3) 騒音に関する環境基準達成率

13 地点のうち、全地点で基準値内でした。(2028 年度目標値 : 100%達成)

今後も目標達成に努めます。

(4) きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数

前年度から 1 自治会と協定を締結しました。(2028 年度目標値 : 35 件)

引き続き、出前講座やホームページ、広報ながはまにて周知を行います。

(5) 環境保全協定の締結事業所数

前年度に対して 1 事業所の増加でした (2028 年度目標値 : 45 事業所)。

今後も目標達成のため新規事業所への締結推進、工場立入検査時の締結促進に努めます。

第3章 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり

伊吹山系をはじめとした豊かな山々や田園地帯、琵琶湖や姉川などの水辺が織り成す美しい景観、北国街道の古いまちなみをはじめとした様々な歴史資源は、私たちの心をなごませてくれるとともに、全国に誇れるながはまの魅力ともなっています。私たちは、自然と先人の営みが守り育ててきた市民の財産ともいえる環境を守り活かしていくとともに、子どもやしょうがいのあるひと、高齢者などの誰もが安全で快適に生活できるまちをめざします。

第1節 水とみどりの保全・再生推進

(1) 公園・緑地の整備・維持管理の推進

多様な公園・緑地の整備や維持管理を長浜市みどりの基本計画に基づきすすめるとともに、沿道や施設などの緑化を推進します。また、市民と協力しながら、みどりの維持管理を推進します。

(2) 親水空間の保全

国や県と連携して生態系に配慮しながら、湖岸や姉川、長浜新川などの親水空間の維持管理や活用に努めます。

第2節 歴史・文化の保存・活用推進

(1) 歴史資源や文化財の保存・活用

地域の歴史・文化遺産を伝えていくために、それらを保存・活用するとともに、郷土文化に関する学習機会の確保や後継者の育成などに努めます。また、おもてなしの心をもって地域資源の魅力を観光客へ伝えます。

(2) 市民文化活動の推進

市民が主体となった地域の伝統的な文化を活かしたまちづくり活動などの支援を推進します。

第3節 景観の保全・創造推進

(1) まちなみ景観の形成

長浜にふさわしい自然・都市景観の保全を図るため、長浜市景観まちづくり計画に基づき市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進します。

(2) 空き家・空き地の管理・活用の推進

所有者に対し適正な管理をすすめるとともに、地域の再生・活性化の視点も十分に踏まえて空き家や空き地の活用を推進します。

(3) 地域美化の推進

良好な生活環境を守るための啓発を強化するとともに、市全体が気持ちよく生活できる空間となるよう地域美化活動を推進します。

第4節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
(1)「広場・公園などが充実している」に関する満足度	32.5 % (2017)	—	40 % (2028)	環境保全課
(2)「自然や街並みの景観が美しい」に関する満足度	50.6 % (2017)	—	60 % (2028)	環境保全課
(3)「その他住宅」の空き家率	5.5 % (2013)	12.7 % (2023)	7.3 %以下(2028)	住宅課など

(1)「広場・公園などが充実している」に関する満足度

2025年度直近の実績は — % (2028年度目標値：40%) でした。

(2)「自然や街並みの景観が美しい」に関する満足度

2025年度直近の実績は — % (2028年度目標値：60%) でした。

(3)「その他住宅」の空き家率

直近(2023年度)の調査実績は12.7% (2028年度目標値：7.3%) でした。

空き家の除却や活用に向け、各種施策を進めていく一方で、空き家が管理不全とならないよう、所有者に対し、啓発活動等を実施していきます。

第4章 もの・水・エネルギーの循環の創出

資源やエネルギーを大量に使う生活をこのまま続けていると、大切な資源がなくなってしまうだけでなく、地球温暖化問題やごみ問題などにより、私たちの子孫の生活がなりたたなくなってしまう。将来の世代への責任として、資源やエネルギーを大切に使うとともに、森林から河川、琵琶湖といった幅広い流域の水循環を適正に保全することで、環境への負荷が少ない循環型の暮らしと社会をつくりあげてをめざします。

第1節 3Rの推進

(1) ごみの発生抑制

資源を大切にする市民・事業者の意識の高揚を図り、すぐにごみとなるものやマイクロプラスチック汚染につながる製品など環境によくない影響を与えるものの生産や購入抑制をすすめます。廃棄物処理施設の適切な更新・改良を行い、環境負荷の低減に努めます。

(2) 物の再利用

再利用品や再生利用品に関する情報提供を行い、その利用をすすめます。

(3) リサイクルの推進

市民や事業者の自主的な活動を支援するとともに、リサイクルに必要な体制やしきみづくり、分別の徹底などを推進します。

第2節 水循環の保全・再生推進

(1) 水の適正な利用推進

節水などに関わる技術やシステムの情報収集・提供に努めるとともに、公共施設などへの導入をすすめます。また、雨水の活用を推進します。

(2) 水循環の促進

森林・農地・河川・琵琶湖のつながりの重要性について情報を提供するとともに、市域に捉われず県や近隣市町と連携して森林・農地・河川・琵琶湖を保全することにより水源かん養機能の維持及び琵琶湖・大阪湾・瀬戸内海のマイクロプラスチック汚染を防ぎます。

第3節 エネルギーの効率的・有効活用の推進

(1) 省エネルギーの推進

省エネ性能の優れた製品・蓄電システム、低燃費車について普及促進に努め、エネルギーの効率的利用を推進します。

(2) 再生可能エネルギーなど環境に配慮したエネルギーの利用促進

再生可能エネルギーに関する情報提供や助成制度の充実を図るとともに、公共施設への導入をすすめます。また、電力自由化に関する情報を提供し、環境に配慮された電気の利用をすすめます。

第4節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
(1) 1人1日あたりのごみ排出量	796 g/日・人 (2017)	755 g/日・人 (2024)	743g/日・人 (2029)	環境保全課
(2) 多面的機能補助金交付の補助件数(年間)	10 件(2017)	10 件(2024)	10 件(2028)	北部産業振興課
(3) 市内再生可能エネルギー設備の容量合計	—	59,790kW (2023)	107,528kW (2030)	環境保全課

(1) 1人1日あたりのごみ排出量

2025年度直近の実績は755 g/日・人(2029年目標値(※):743 g/日・人)でした。

今後も目標達成に努めます。

(参考)

2029年目標値(※):743g/日・人 R2.1改訂 一般廃棄物処理基本計画(米原市含む)

施策:R2.1改訂 一般廃棄物処理基本計画P39 施策推進のための各主体
の役割(構成市)参考

(2) 多面的機能補助金交付の補助件数(年間)

2025年度直近の実績は10件(2028年度目標値:10件)でした。

今後も目標の達成のため、継続して広報での周知等に努めます。

(3) 市内再生可能エネルギー設備の容量合計

2025年度直近の実績は59,790kW(2023年度数値)(2030年目標値:107,528kW)でした。

今後は、民間事業者によるPPA事業の促進等の施策を実施し、目標達成に努めます。

第5章 地球環境保全への貢献

地球環境問題は、私たち一人ひとりの行動の積み重ねの結果で起こっています。私たちが使っている空気や水が地球を巡っていること、暮らしに欠かせないものやエネルギーのほとんどが国外から持ち込まれていること、そして今後起こり得る異常気象などの問題への対応について十分認識し、身近な活動から地球環境保全へ取り組んでいくことをめざします。

第1節 地球温暖化緩和策の推進

(1) 地球温暖化対策に向けた行動の促進

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、エコ活動など普及・啓発を促進し、化石燃料などの消費にともなう二酸化炭素排出量などの削減を促進します。また、温室効果ガスの吸収源対策をすすめます。

(2) 市の先導的取組の推進

第2次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、先導的に省エネ性能の高い設備や再生可能エネルギーなどの導入、また、エコ活動を推進します。また、特に温暖化対策に効果のあった取組については、市民や事業者への情報の提供を図ります。

第2節 地球温暖化適応策の推進

(1) 地球温暖化リスクの把握及び対策の検討・実践

防災、農業、疫病など温暖化リスクについて把握する体制づくりをすすめます。また、リスクへの対策について検討をすすめるとともに出来るものから実践します。

(2) 地球温暖化リスクとその対策に関する情報の発信

水、食料、健康などの様々な分野で影響を受ける温暖化リスクとその対応について、情報を発信します。

第3節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
(1) 温室効果ガス排出量（年間）	1,598.3千t-CO2 (2013)	890.5千t-CO2 (2022)	799.2千t-CO2 (2030)	環境保全課
(2) 電気自動車普及率	—	3.3%(2020)	10%(2030)	環境保全課
(3) 適応策に関する情報の発信回数（年間）	—(2017)	4回(2024)	6回(2030)	環境保全課

(1) 温室効果ガス排出量（年間）

2025年度直近は890.5千t-CO2（2022年度数値）（2030年目標値：799.2千t-CO2）でした。省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入促進等を通じて、目標達成に努めます。

(2) 電気自動車普及率

直近の実績は3.3%（2020年度数値）（2030年目標値：10%）でした。電気自動車を身近に感じる体験の場を作る等の啓発を行い、目標達成に努めます。

(3) 適応策に関する情報の発信回数（年間）

2025年度直近の実績は4回（2030年目標値：6回）でした。引き続き出前講座を行い、目標達成に努めます。

第6章 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進(人づくり)

長浜のまちは、町衆文化の伝統を受け継ぎながら、市民が主役となってまちづくりをすすめてきました。環境まちづくりをさらにすすめるには、市民・事業者・市の連携した取組が重要となってきます。私たち一人ひとりが、毎日の生活や仕事を見つめ、環境との関わりに気づいて、積極的に行動を起こすとともに、様々なひとや異なる主体との連携を強め、取組の輪を広げていくことをめざします。

第1節 環境教育・学習の推進

(1) 学校での環境教育の充実

子どもたちが自然環境や歴史、市の個性のある地域資源に学ぶ機会を積極的に設けるとともに、施設や教材を充実します。

(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実

環境について理解を深めるための研修会の開催や出前講座の活用などにより、環境学習の場と機会の充実を図ります。

第2節 環境保全を担う人材や団体の育成・支援の推進

(1) 環境関連団体などの育成・支援推進

新たな団体やリーダーの育成を支援するとともに、市内の環境活動団体やリーダーを把握し、その情報提供に努めます。また、環境保全活動の取組支援をすすめます。

(2) 長浜市官民パートナーシップの活動支援

活動団体とのパートナーシップを形成するために、情報交換や人的交流などによる活動を支援します。

第3節 協力体制づくりの推進

(1) 様々な活動主体間との連携強化

環境に関する取組を効果的にすすめるため、国や県、近隣市町との連携を強化します。また、多様化・複雑化する環境問題に対応するため、団体同士の連携や専門的な知見や人材などを有する大学や企業との連携を強化し、協力体制づくりをすすめます。

第4節 環境情報の収集・発信

(1) 様々な媒体を活用した環境関連情報の発信推進

身近な環境の状況や地球環境問題などに関する情報を収集・整備するとともに、それらの情報を様々な手段を利用して、広く発信します。

第5節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
(1) 環境保全に係る催しなどへの参加者数(年間)	1,043人/年 (2017)	930人/年 (2024)	2,300人/年 (2028)	環境保全課
(2) 大学との連携事業の総数(累計)	34件(2017)	30件(2024)	35件(2028)	政策デザイン課
(3) 長浜エコネットワーク協議会参加団体数	16団体(2017)	23団体(2024)	30団体(2028)	環境保全課
(4) 1ヶ月の市ホームページ閲覧数	291,800回 (2017)	391,316回 (2024)	380,000回 (2028)	広報報道課

(1) 環境保全に係る催しなどへの参加者数(年間)

2025年度直近の実績は930件/年(2028年度目標値:2,300人/年)でした。

環境に配慮した活動に取り組む企業や団体の紹介、環境をテーマにした工作やワークショップを通じて、多くの市民に環境の大切さを学んでいただく魅力的な催しを開催します。

(2) 大学との連携事業の総数(累計)

2025年度直近の実績は30件(2028年度目標値:35件)でした。

びわ湖東北部地域連携協議会や長浜バイオ大学をはじめとする大学連携が、強化・維持されてきている。今後についても、昨年設立された長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアムをはじめ、連携強化を進めていきたい。

(3) 長浜エコネットワーク協議会参加団体数

2025年度直近の実績は23団体(2028年度目標値:30団体)でした。

長浜市HP等により積極的な加入の呼びかけを行います。

(4) 1ヶ月の市ホームページ閲覧数

2025年度直近(1か月分)の実績は391,316回(2028年度目標値380,000回)でした。

市民が見やすい、またアクセスしやすいホームページとなるようレイアウト等の見直し・工夫や、広報紙・SNSとの連携に引き続き努めます。

第7章 重点施策

本市の現状・課題などを踏まえ、第1章～第6章に挙げた取組の中で、特に集中的・重点的にすすめるものを重点施策として3つ設定した。

重点施策1：長浜型ツーリズムプロジェクト（生物多様性関連）

重点施策2：資源循環システム構築プロジェクト（ものの循環関連）

重点施策3：地球温暖化対策推進プロジェクト（地球温暖化対策関連）

重点施策1～3の内容と第2次長浜市環境基本計画で定めた目標値に対する評価を以下に示す。

第1節 長浜型ツーリズムプロジェクト（生物多様性関連）

このプロジェクトでは、市や各種団体などが各エリアで行っている様々な取組を森林・川・里・まち・湖を一つの系として意識づける本市ならではのツーリズムとして推進することで、各主体間や施策間の連携をすすめ、森林・川・里・まち・湖のつながりの保全・再生を図ります。また、先人たちが守り育ててきた本市の自然の恵みをツーリズムとして体験することで、市民や来訪者に本市の自然の大切さや魅力を深く知ってもらうとともに、人やもの、経済などの活性化にもつなげます。

①森林・川・里・まち・湖での環境学習・体験の機会の創出

市内で行われている林業体験や河川、ビオトープ、湖岸などの生きものの観察・調査などの取組について市民だけでなく来訪者なども対象とした内容にレベルアップを図ります。また、こうした森林・川・里・まち・湖それぞれのエリアで行われている取組を「長浜型ツーリズム」として推進することで、市民や来訪者に本市の自然の大切さや魅力を深く知ってもらうとともに、森林・川・里・まち・湖のつながりの保全・再生を図ります。

②長浜型ツーリズムに関する活動支援と関連団体などの連携強化

長浜型ツーリズムを推進するにあたって、ツーリズムに関する情報を集約・提供するとともに、県や関連団体と連携してイベントや研修会を開催し、ツーリズムに関わる人材の育成や技術向上を支援します。また、長浜型ツーリズムを推進するための体制を構築し、県や関連団体との連携を強化します。

第2節 資源循環システム構築プロジェクト（ものの循環関連）

このプロジェクトは、3Rを通じて、廃棄物を循環させることで廃棄物の排出抑制を更に推進します。また、食品ロス削減や生ごみの活用により市内で発生した生ごみの排出抑制・循環利用を推進するとともに、従来廃棄物として扱われているものを資源として市内で有効活用することで循環型まちづくりの実現につなげます。

①商品ロス削減の推進

「食べ残し（家庭や外食での食べ残し）」や「過剰除去（調理の際の野菜・果物の皮の厚むきや肉の脂身の切り落としなど）」、「手つかず食品（購入後食べないまま期限切れなどで廃棄するもの）」の食品ロスについて、削減に向けた取組をすすめます。

家庭から排出される可燃ごみの約40%は生ごみといわれているため、生ごみの排出量を抑制することで食品ロスの削減が見込まれることから、家庭から出る生ごみの自家処理を推進します。

また、国内の食品ロス量 523万tのうち、約53%が食品関連事業者（食品小売業や外食産業など）から排出されるため、事業系の食品ロスの削減に向けた取組もすすめていきます。

②リユース、シェアリングエコノミー活動の推進

市民にリユース品を積極的に活用してもらうとともに、市全体でものを使いきれるように、不要品を、新たな持ち主へとつなげるしくみづくりをすすめます。

また、ものを地域で共有し、必要なときに必要なものを使用できるようにするシェアリングエコノミー活動についても地域で実践できるしくみづくりをすすめます。

③ごみ処理施設の効率的稼働

一般廃棄物処理施設の更新とともに、一般廃棄物処理施設を円滑に稼働させるため、集積所（ステーション）収集の利用促進や効率の良いごみ収集ルート再検討などをすすめます。

第3節 地球温暖化対策推進プロジェクト（地球温暖化対策関連）

このプロジェクトでは、日常生活や事業活動におけるエネルギーの省エネルギー化とともに本市の環境特性を活かした太陽光・バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの導入を推進することで、エネルギーの利用に伴う温室効果ガス排出量を削減し、長浜らしい地球温暖化対策を推進します。

特に再生可能エネルギーは、本市の豊かな森林資源などの活用に貢献したり、蓄電池と併せて導入することで災害時のエネルギー源としての利用も期待されることから、積極的に導入を推進し、環境負荷が少なく災害に強い循環型まちづくりの実現につなげます。

①省エネルギー対策の推進

エネルギー効率の高い機器の導入や建築物の断熱化などにより、日常生活や事業活動のエネルギー使用量を減らし、温室効果ガス排出量を削減します。

また、市民一人ひとりが地球温暖化防止に強い関心を持ち、積極的にエコ行動に取り組むことができるよう意識啓発を図ります。

②再生可能エネルギーの推進

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、計画に掲げた再生可能エネルギーに関する取組を着実に推進します。

また、本市の特徴である豊かな森林に着目し、既に普及がすすみつつある太陽光発電とあわせてこれらバイオマスエネルギーの有効活用を推進し、温室効果ガス排出量を削減するとともに環境負荷が少なく災害に強い循環型まちづくりの実現をめざします。

第4節 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況

【計画の推進を評価する指標一覧】

項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	関連課
第1節				
（1）ウォーキングなど自然を体験する活動への参加率	32 % (2017)	—	40 % (2028)	環境保全課
（2）環境保全に係る催しなどへの参加者数（年間）	1,043 人/年 (2017)	930 人/年 (2024)	2,300 人/年 (2028)	環境保全課
第2節				
（3）食品ロス削減に向けた市の情報発信の回数（年間）	2 回/年 (2017)	6 回/年 (2024)	3 回/年 (2028)	環境保全課
（4）1人1日あたりのごみ排出量	796 g/日・人 (2017)	755 g/日・人 (2024)	743 g/日・人 (2029)	環境保全課
第3節				
（5）不要な電気を消すなど節電の取組率	51.8 % (2017)	—	65 % (2028)	環境保全課

(6) 市内再生可能エネルギー設備の容量合計	—	59,790kW (2023)	107,528kW (2030)	環境保全課
------------------------	---	--------------------	---------------------	-------

(1) ウォーキングなど自然を体験する活動への参加率

2025年度直近の実績は — % (2028年度目標値：40%) でした。

(2) 環境保全に係る催しなどへの参加者数 (年間)

2025年度直近の実績は 909 人 (2028年度目標値：2,300 人) でした。

環境に配慮した活動に取り組む企業や団体の紹介、環境をテーマにした工作やワークショップを通じて、多くの市民に環境の大切さを学んでいただく魅力的な催しを開催します。

(3) 食品ロス削減に向けた市の情報発信の回数 (年間)

2025年度直近の実績は 6 回 (2028年度目標値：3 回) でした。今後も情報発信に努めます。

(参考：(内訳) 環境にやさしい日フェア 1 回、消費生活相談窓口と警察合同啓発 1 回、出前講座 4 回)

(4) 1 人 1 日あたりのごみ排出量

2025年度直近の実績は 755 g/日・人 (2029年目標値 (※)：743g/日・人) でした。

今後も目標達成に努めます。

(参考)

2029年目標値 (※)：743g/日・人 R 2.1 改訂 一般廃棄物処理基本計画 (米原市含む)

施策：R 2.1 改訂 一般廃棄物処理基本計画 P 39 施策推進のための各主体
の役割 (構成市) 参考

(5) 不要な電気を消すなど節電の取組率

2025年度直近の実績は — % (2028年度目標値：65%) でした。

(6) 市内再生可能エネルギー設備の容量合計

2025年度直近の実績は 59,790kW (2023 年度数値) (2030 年目標値：107,528kW) でした。

今後は、民間事業者による PPA 事業の促進等の施策を実施し、目標達成に努めます。

第8章 第2次環境基本計画に基づく目標設定項目の進捗状況一覧

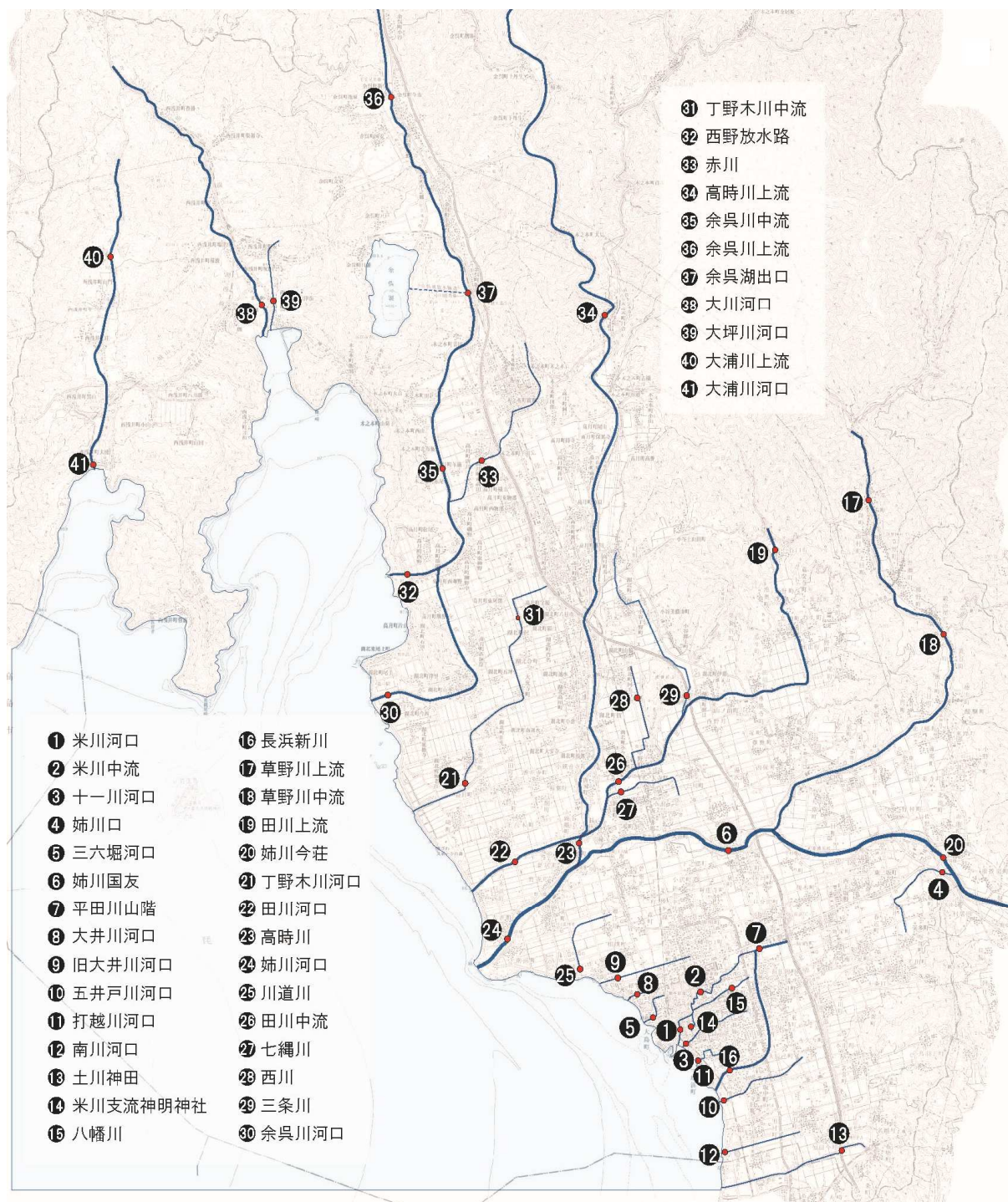
項目名	2018年度 現状値	2025年度 現状値	2028年度 目標値	達成率	関連課
市産材素材（丸太）の年間生産量	10,628 m ³ /年 (2017)	10,303 m ³ /年 (2024)	15,500 m ³ /年 (2028)	66.5%	北部産業振興課
遊休農地面積	51 ha(2017)	48 ha(2024)	46 ha(2028)	95.8%	農業振興課
環境保全型農業直接支払交付金面積	—	2,341 ha(2024)	2,467 ha(2028)	94.9%	農業振興課
ナガエツルノゲイトウの生育面積	1,200m ² (2017)	16,448 m ² (2024)	0 m ² (根絶) (2028)	—%	環境保全課
里山づくり講座受講者（年間）	57 人/年(2017)	120 人/年(2023)	300 人/年(2028)	40%	北部産業振興課
市内河川のBOD濃度(2.0mg/L以下)	35/41 地(2017)	36/36 地点	全地点(2028)	100%	環境保全課
大気環境基準適合率（3項目）	3項目全て基準 適合(2017)	3項目全て基準 適合(2024)	3項目全て基準 適合(2028)	100%	環境保全課
騒音に関する環境基準達成率	100 % (2017)	100 % (2024)	100% (2028)	100%	環境保全課
きれいなまちづくりパートナーシップ協定締結自治会数	20 件(2017)	34 件(2024)	35 件(2028)	97.1%	環境保全課
環境保全協定の締結事業所数	36 事業所(2017)	42 事業所(2024)	45 事業所(2028)	93.3%	環境保全課
「広場・公園などが充実している」に関する満足度	32.5 % (2017)	—	40 % (2028)	—	環境保全課
「自然や街並みの景観が美しい」に関する満足度	50.6 % (2017)	—	60 % (2028)	—	環境保全課
「その他住宅」の空き家率	5.5 % (2013)	12.7 % (2023)	7.3 %以下 (2028)	57.5%	住宅課など
1人1日あたりのごみ排出量	796 g/日・人 (2017)	755 g/日・人 (2024)	743 g/日・人 (2029)	98%	環境保全課
多面的機能補助金交付の補助件数（年間）	10 件(2017)	10 件(2024)	10 件(2028)	100%	北部産業振興課
市内再生可能エネルギー設備の容量合計	—	59,790kW (2023)	107,528 kW (2030)	55.6%	環境保全課
温室効果ガス排出量（年間）	1,598.3 千 t-CO ₂ (2013)	890.5 千 t-CO ₂ (2022)	799.2 千 t-CO ₂ (2030)	89.7%	環境保全課
電気自動車普及率	—	3.3%(2020)	10 % (2030)	33%	環境保全課
適応策に関する情報の発信回数（年間）	—(2017)	6 回(2024)	6 回(2030)	100%	環境保全課
環境保全に係る催しなどへの参加者数（年間）	1,043 人/年 (2017)	930 人/年 (2024)	2,300 人/年 (2028)	40.4%	環境保全課
大学との連携事業の総数（累計）	34 件(2017)	30 件(2024)	35 件(2028)	85.7%	政策デザイン課
長浜エコネットワーク協議会参加団体数	16 団体(2017)	23 団体(2024)	30 団体(2028)	76.7%	環境保全課
1ヶ月の市ホームページ閲覧数	291,800 回 (2017)	391,316 回 (2024)	380,000 回 (2028)	103%	広報報道課
ウォーキングなど自然を体験する活動への参加率	32 % (2017)	—	40 % (2028)	—	環境保全課
食品ロス削減に向けた市の情報発信の回数（年間）	2 回/年(2017)	6 回/年(2024)	3 回/年(2028)	200%	環境保全課
不要な電気を消すなど節電の取組率	51.8 % (2017)	—	65 % (2028)	—	環境保全課

資 料 編

第1章 環境調査結果

第1節 水質調査結果

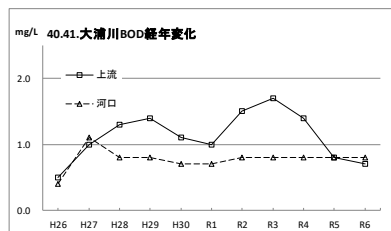
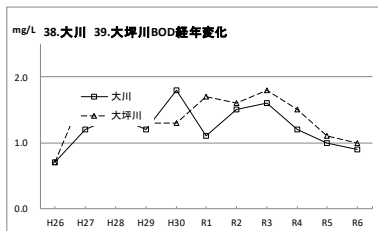
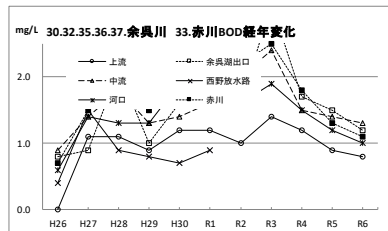
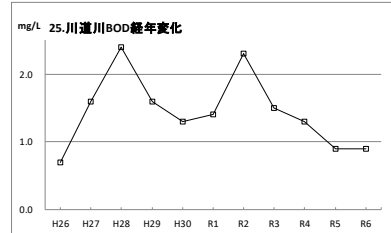
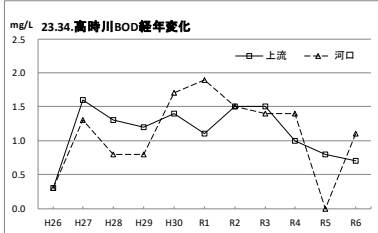
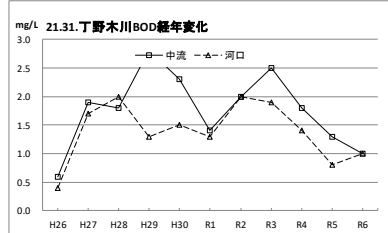
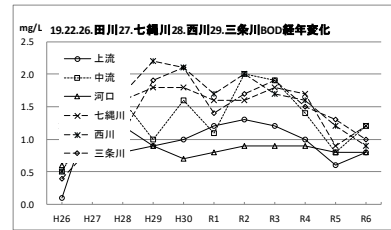
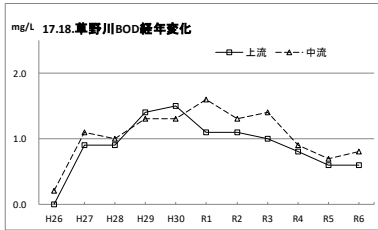
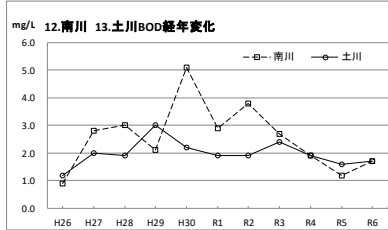
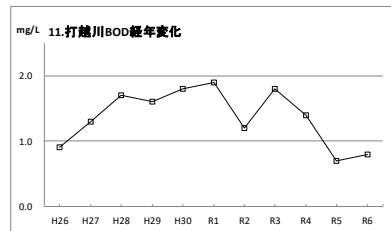
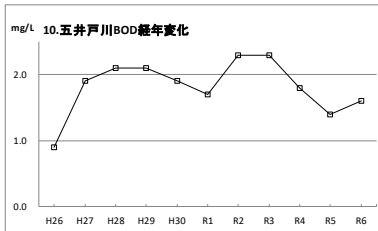
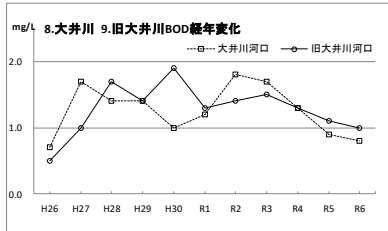
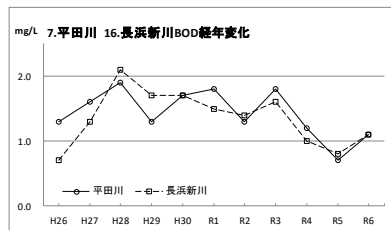
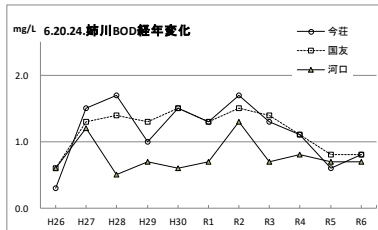
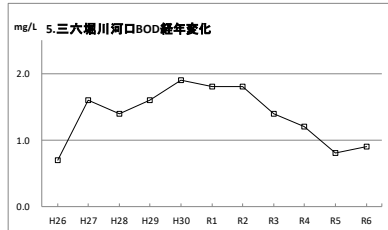
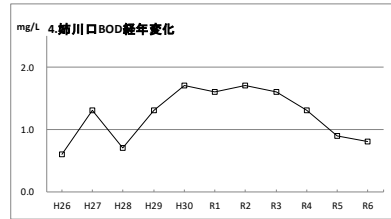
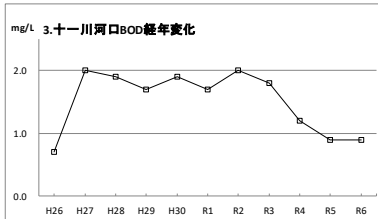
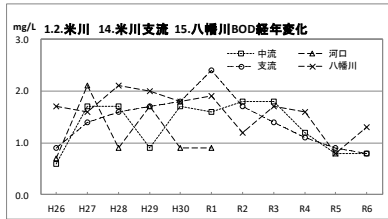
(1) 調査地点



調査地点番号と、本文中の河川の番号と対応しています。

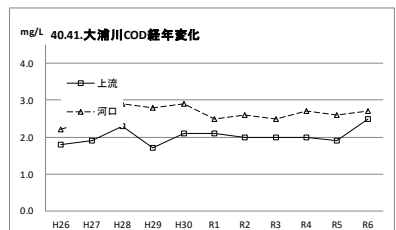
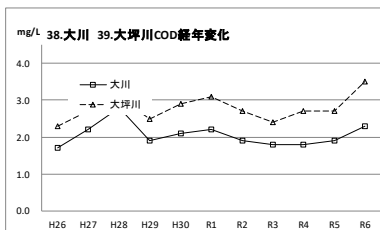
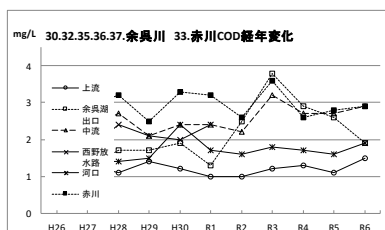
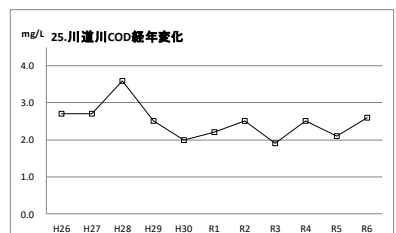
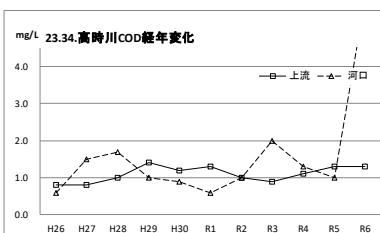
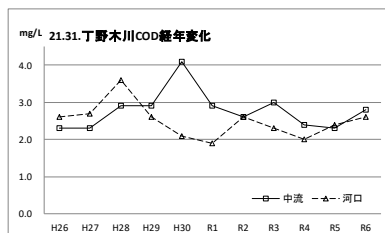
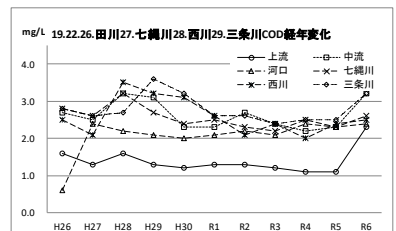
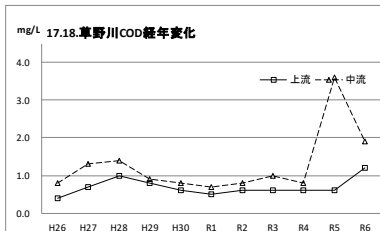
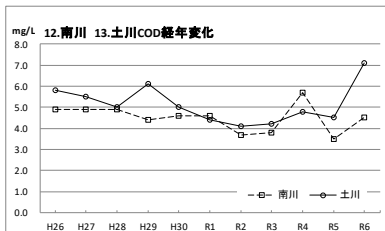
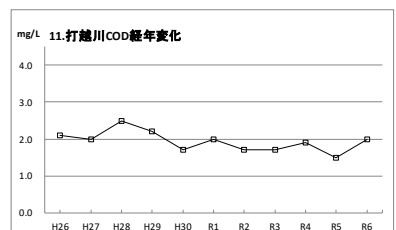
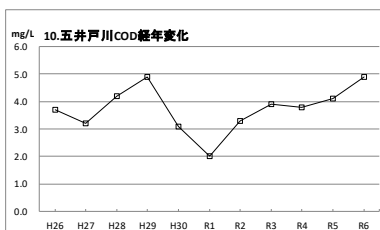
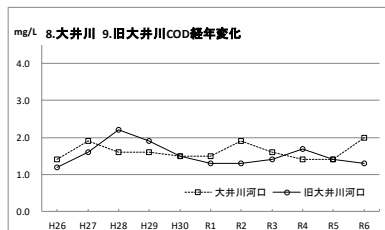
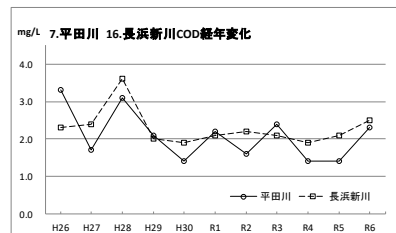
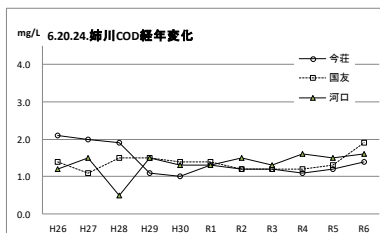
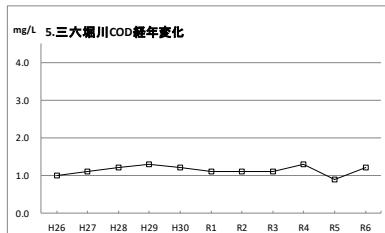
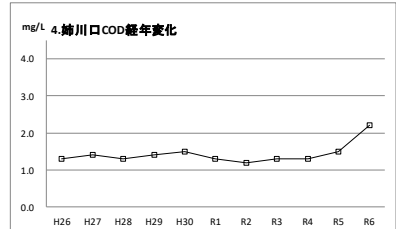
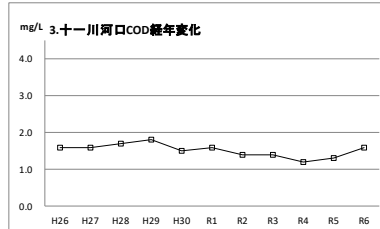
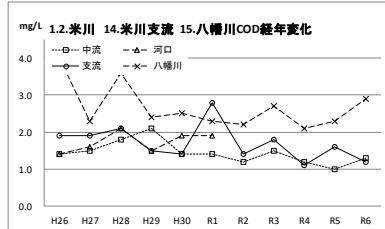
(2) 河川のBOD経年変化

代表的な水質指標であるBODについては、平成26年度までは1.0mg/l前後の値で安定して低い値を維持していましたが、平成27年度頃から増加傾向でした。令和6年度は令和5年度に比べ、全体的に増加しました。



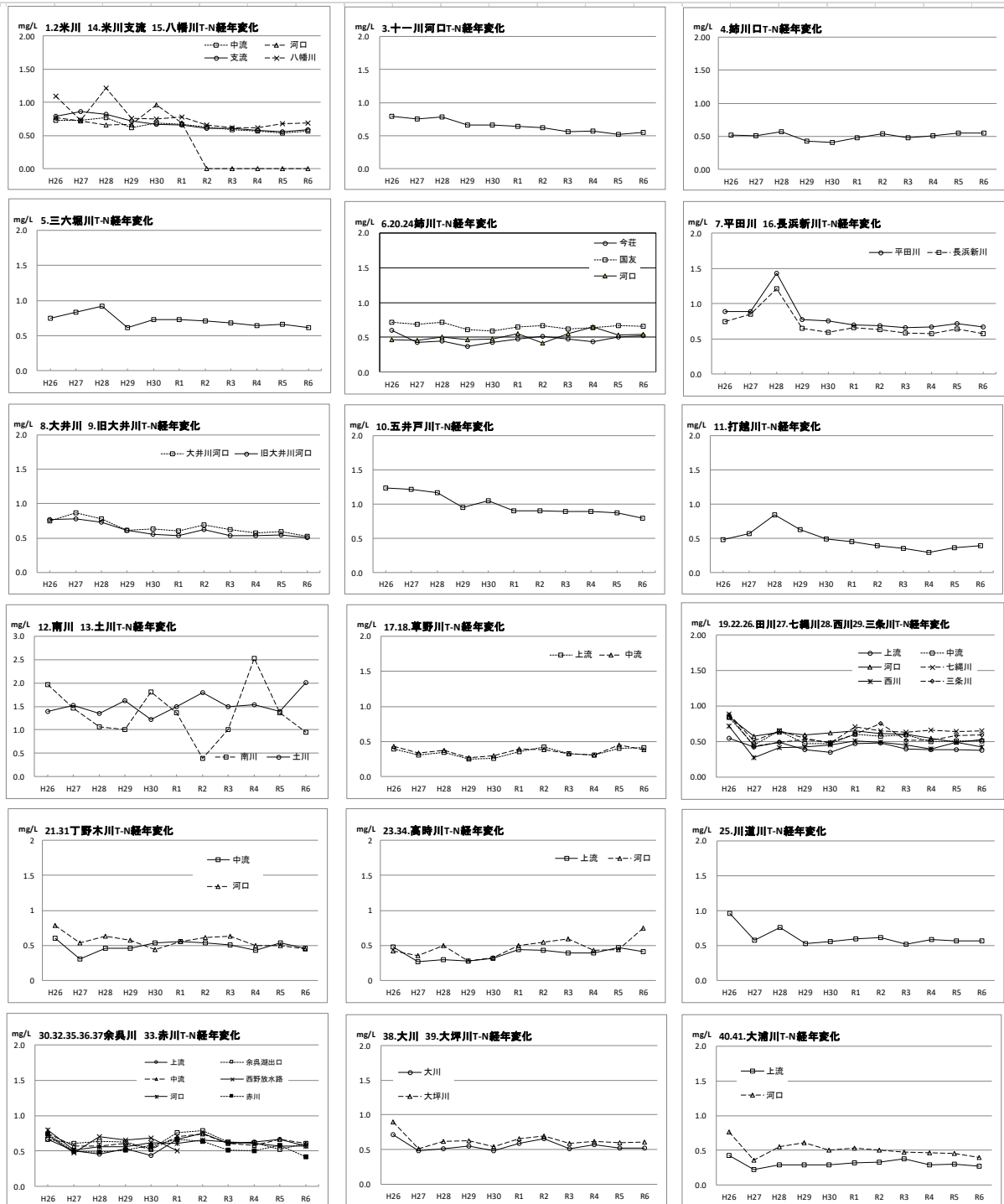
(3) 河川のCOD経年変化

BODとともに代表的な水質指標であるCODについても、都市部や河口付近でやや高めの数値が出ていますが、全体的に低い水準を維持できています。



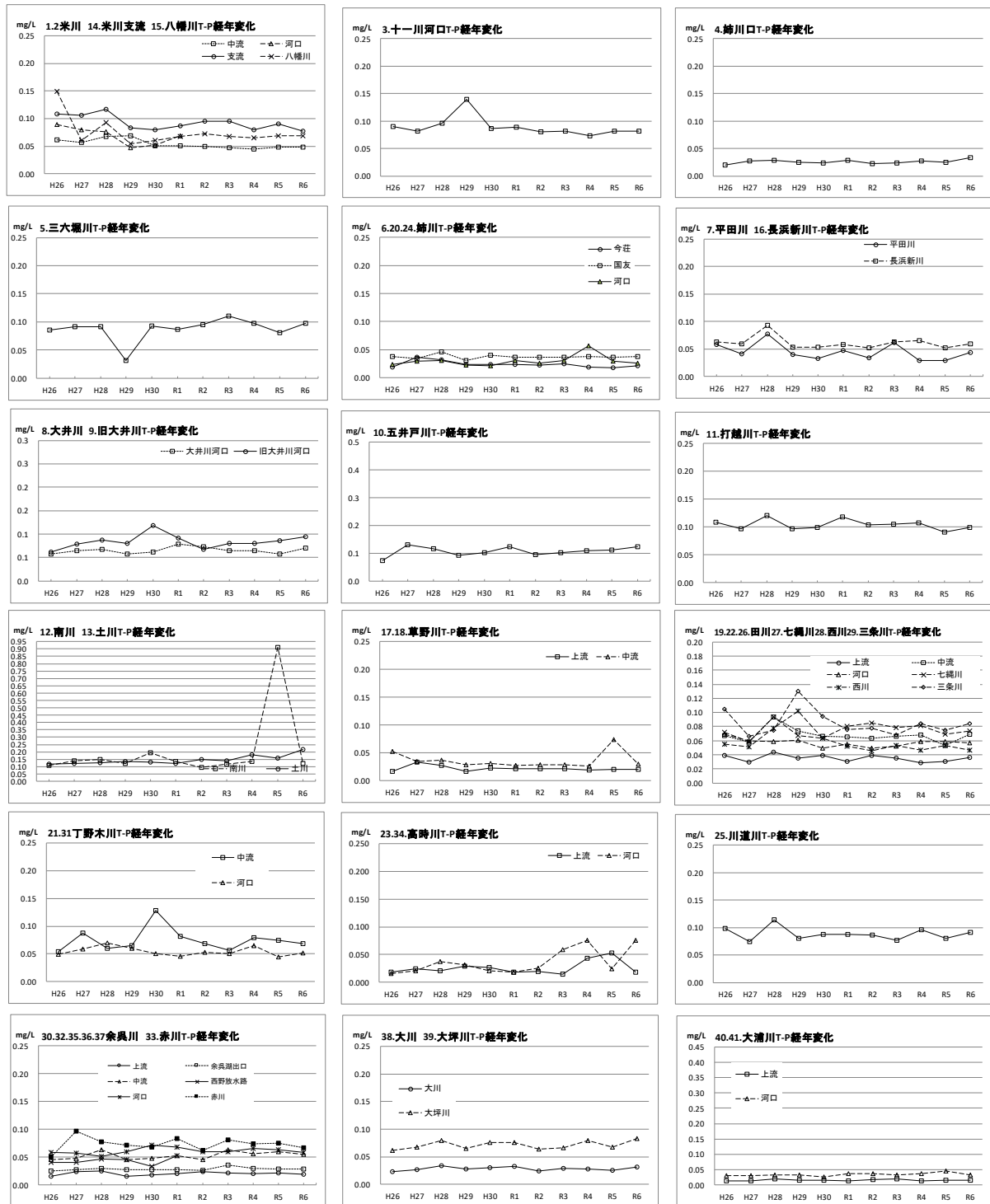
(4) 河川のT-N経年変化

窒素に関しても、概ね低い値で推移しています。



(5) 河川のT-P経年変化

全りにんに關しても、概ね低い値で推移しています。



(6) 市内河川水質調査結果

公共用水域測定結果表 1: 米川河口(県データ)

年 月 日	令和2年4月～ 滋賀県水質分析実績無し	採取位置	中央
採取時刻		採水深(m)	流心
天候(当日)			
気温(度)			
水温(度)			
透視度(cm)		平均	最大
P H			最小
DO (mg/l)			
BOD (mg/l)			
COD (mg/l)			
SS (mg/l)			
大腸菌数(MPN/100ML)			
カドミウム (mg/l)			
鉛 (mg/l)			
シアン (mg/l)			
総水銀 (mg/l)			
ひ素 (mg/l)			
PCB (mg/l)			
六価クロム (mg/l)			
全リン (mg/l)			
全窒素 (mg/l)			
KJ-N (mg/l)			
NO ₂ -N (mg/l)			
NO ₃ -N (mg/l)			
MB活性物質 (mg/l)			

公共用水域測定結果表 2: 米川中流

年 月 日	R6.4.30	R6.5.24	R6.6.14	R6.7.22	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.22	R6.12.13	R7.1.20	R7.2.17	R7.3.5	探 取 位 置		
探 取 時 刻	8:32	9:17	14:19	8:44	9:49	10:08	8:49	9:31	10:58	9:17	10:00	10:09	探 水 水 深(m)		
天 候 (当 日)	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	雨	雨	表 層		
気 温 (度)	18.2	22.8	31.7	31.4	33.1	32.8	23.7	12.1	8.3	6.7	7.6	9.1			
水 温 (度)	16.9	18.4	25.5	22	23.3	22.2	18.8	14.7	12.9	12.7	11.7	11.4			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.9	7.6	7.8	7.6	8.3	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5	7.6	7.7	7.7	8.3	7.4
DO (mg/l)	9.9	10.3	9.9	9.9	10.9	10.4	9.7	10.5	11.3	9.9	9.7	10.1	10.2	11.3	9.7
BOD (mg/l)	1.1	0.7	0.8	0.7	0.8	0.6	< 0.5	0.7	< 0.5	0.8	0.8	1.2	0.8	1.2	< 0.5
COD (mg/l)	2	1.8	2.1	1.4	1.6	1.1	0.7	0.8	0.5	0.9	1.0	2.0	1.3	2.1	0.5
SS (mg/l)	1.2	2.2	2.8	< 0.5	1.2	< 0.5	1.0	< 0.5	0.6	1.6	0.8	5.8	1.6	5.8	< 0.5
大腸菌数(CFU/100ML)	160	92	46	62	120	45	100	72	41	50	26	120	78	160	26
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		不検出			不検出			不検出			不検出				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.053	0.052	0.077	0.042	0.048	0.048	0.045	0.038	0.042	0.036	0.038	0.055	0.048	0.077	0.036
全窒素 (mg/l)	0.51	0.50	0.50	0.57	0.34	0.53	0.59	0.57	0.65	0.73	0.75	0.63	0.57	0.75	0.34
Kj-N (mg/l)	0.14	0.15	0.17	0.12	0.10	0.14	0.15	0.13	0.11	0.12	0.14	0.15	0.14	0.17	0.10
NO ₂ -N (mg/l)	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.007	0.004	0.003	0.005	0.007	0.006	0.005	0.007	0.003
NO ₃ -N (mg/l)	0.36	0.35	0.32	0.45	0.24	0.38	0.43	0.44	0.54	0.60	0.60	0.47	0.43	0.60	0.24
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 3:十一川河口

年 月 日	R6.4.30	R6.5.24	R6.6.14	R6.7.22	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.22	R6.12.13	R7.1.20	R7.2.17	R7.3.5	探 取 位 置	右岸	
探 取 時 刻	8:05	8:40	15:11	8:18	9:10	8:46	8:26	9:00	10:11	8:52	9:20	9:14			探 水 水 深(m)
天 候 (当 日)	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	雨	雨			
気 温 (度)	18.2	22.5	31.9	31.4	29.8	30.4	23.7	12.1	6.7	6.7	6.7	9.1			
水 温 (度)	17.1	18.3	25.8	24.6	23.6	22.1	19.0	13.7	11.5	11.1	10.5	10.5			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.7	7.8	8.6	7.8	8.1	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.8	8.6	7.6
DO (mg/l)	8.4	11.2	12.5	9.5	10.0	8.8	9.3	10.5	11.1	9.9	9.9	9.9	10.1	12.5	8.4
BOD (mg/l)	1.0	0.7	1.0	1.0	1.2	1.0	< 0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	0.9	1.2	< 0.5
COD (mg/l)	2.4	1.7	2.5	1.6	2.6	1.4	1.0	0.8	0.8	0.9	1.2	1.8	1.6	2.6	0.8
SS (mg/l)	3.0	0.6	2.6	< 0.5	2.2	0.8	1.0	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.6	1.0	1.2	3.0	< 0.5
大腸菌数(CFU/100ML)	760	260	40	110	510	240	260	660	610	110	64	240	322	760	40
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		不検出			不検出			不検出			不検出				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		不検出													
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.090	0.072	0.127	0.072	0.082	0.080	0.094	0.075	0.084	0.065	0.069	0.068	0.082	0.127	0.065
全窒素 (mg/l)	0.57	0.45	0.43	0.40	0.44	0.53	0.54	0.59	0.66	0.66	0.67	0.71	0.55	0.71	0.40
Kj-N (mg/l)	0.15	0.14	0.18	0.15	0.18	0.11	0.11	0.11	0.15	0.14	0.16	0.16	0.15	0.18	0.11
NO ₂ -N (mg/l)	0.009	0.005	0.008	0.004	0.006	0.006	0.009	0.009	0.009	0.012	0.012	0.012	0.008	0.012	0.004
NO ₃ -N (mg/l)	0.41	0.3	0.24	0.25	0.25	0.41	0.42	0.47	0.50	0.51	0.50	0.54	0.40	0.54	0.24
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 4:姉川口

年 月 日	R6.4.30	R6.5.24	R6.6.14	R6.7.22	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.22	R6.12.13	探 取 位 置 採 水 水 深(m) 中央 流 心		
探 取 時 刻	8:56	10:26	13:22	9:10	10:55	13:10	9:14	10:29	11:12			
天 候 (当 日)	曇	晴	晴	晴	晴	晴	雲	曇	晴			
気 温 (度)	18.4	23.6	31.7	34.7	33.4	34.2	23.7	13.4	8.3			
水 温 (度)	14.8	17.5	22.8	20.0	23.8	24.8	18.9	12.8	8.6			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	18	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.9	7.7	8.2	7.8	8.2	7.9	7.6	7.6	7.6	7.8	8.2	7.6
DO (mg/l)	10.1	10.1	8.9	9.6	8.7	8.7	9.8	10.9	12.3	9.9	12.3	8.7
BOD (mg/l)	0.9	0.7	1.0	0.8	1.1	0.7	< 0.5	0.9	0.6	0.8	1.1	< 0.5
COD (mg/l)	2.2	1.9	2.0	1.6	6.8	1.5	1.6	1.1	1.2	2.2	6.8	1.1
SS (mg/l)	7.2	5.6	5.4	15.6	108	6.2	6.4	1.4	2.0	17.5	108	1.4
大腸菌数(CFU/100ML)	180	44	37	120	660	77	110	41	120	154	660	37
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		不検出			不検出			不検出				
総水銀 (mg/l)		< 0.0005										
ひ素 (mg/l)		< 0.001										
PCB (mg/l)												
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.030	0.030	0.029	0.034	0.096	0.021	0.020	0.018	0.015	0.033	0.096	0.015
全窒素 (mg/l)	0.55	0.52	0.48	0.55	0.66	0.58	0.52	0.56	0.59	0.56	0.66	0.48
Kj-N (mg/l)	0.15	0.15	0.15	0.14	0.24	0.12	0.11	0.10	0.11	0.14	0.24	0.10
NO ₂ -N (mg/l)	0.003	0.003	0.005	0.003	0.006	0.002	< 0.001	0.003	0.003	0.003	0.006	< 0.001
NO ₃ -N (mg/l)	0.40	0.37	0.32	0.41	0.41	0.46	0.41	0.46	0.48	0.41	0.48	0.32
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 5:三六堀川河口

年 月 日	R6.4.30	R6.5.24	R6.6.14	R6.7.22	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.22	R6.12.13	R7.1.20	R7.2.17	R7.3.5	探 取 位 置	左岸	
探 取 時 刻	8:17	8:52	15:03	8:30	9:21	9:22	8:37	9:12	10:20	9:07	9:33	9:25			探 水 水 深(m)
天 候 (当 日)	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	雨	雨			
気 温 (度)	18.2	22.5	31.9	31.4	29.8	31.2	23.7	12.1	6.7	6.7	6.7	9.1			
水 温 (度)	18.0	21.5	27.5	25.9	25.1	26.4	22.1	16.3	12.4	11.8	10.5	11.4			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.8	8.1	8.3	8.0	8.4	8.0	7.9	7.7	7.9	7.7	7.7	7.6	7.9	8.4	7.6
DO (mg/l)	8.0	11.8	13.0	10.9	12.7	10.5	13.7	11.4	13.8	11.6	9.9	10.5	11.5	13.8	8.0
BOD (mg/l)	0.8	0.7	0.7	0.7	1.0	0.7	1.0	0.5	1.3	1.1	0.9	0.9	0.9	1.3	0.5
COD (mg/l)	1.5	1.0	1.2	0.5	1.5	0.8	1.8	0.5	1.6	1.1	1.0	1.5	1.2	1.8	0.5
SS (mg/l)	2.8	0.6	1.6	< 0.5	1.0	< 0.5	5.2	0.8	5.2	0.6	< 0.5	1.8	1.8	5.2	< 0.5
大腸菌数(CFU/100ML)	1300	50	18	30	120	70	1100	69	210	980	85	230	355	1300	18
カドミウム (mg/l)		< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001				
鉛 (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
シアン (mg/l)		不検出			不検出			不検出			不検出				
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)		不検出													
六価クロム (mg/l)		< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005				
全リン (mg/l)	0.076	0.070	0.090	0.076	0.079	0.071	0.193	0.093	0.173	0.104	0.072	0.070	0.10	0.193	0.070
全窒素 (mg/l)	0.61	0.61	0.62	0.63	0.51	0.68	0.51	0.66	0.65	0.59	0.73	0.59	0.62	0.73	0.51
Kj-N (mg/l)	0.14	0.11	0.13	0.11	0.14	0.11	0.14	0.12	0.15	0.13	0.14	0.13	0.13	0.15	0.11
NO ₂ -N (mg/l)	0.007	0.003	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.006	0.006	0.006	0.005	0.007	0.003
NO ₃ -N (mg/l)	0.46	0.50	0.48	0.52	0.36	0.56	0.36	0.54	0.50	0.45	0.58	0.45	0.48	0.58	0.36
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02				

公共用水域測定結果表 6:姉川国友

年 月 日	R6.4.30	R6.5.24	R6.6.14	R6.7.22	R6.8.16	R6.9.20	R6.10.18	R6.11.22	R6.12.13	R7.1.20	R7.2.17	R7.3.5	探 取 位 置	左 岸	
探 取 時 刻	9:16	10:00	13:52	9:41	10:23	10:33	9:31	10:02	11:48	9:52	10:35	14:35			
天 候 (当 日)	曇	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	雨	雨			
気 温 (度)	18.5	23.1	31.7	34.7	33.1	33.1	25.9	13.4	8.3	6.7	7.6	11.2			
水 温 (度)	16.4	18.2	24.7	24	25.8	25.2	20.4	13.7	9.9	7.4	6.2	8.1			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	> 50	26	平均	最大	最小
P H	7.7	7.7	7.9	7.7	8.0	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7	7.4	7.6	7.7	8.0	7.4
DO (mg/l)	10.1	10.9	9.9	8.8	9.2	8.4	10.1	10.9	11.9	12.6	12.3	12.0	10.6	12.6	8.4
BOD (mg/l)	1.0	1.0	0.9	0.6	0.9	0.9	< 0.5	0.7	0.5	0.9	0.8	0.8	0.8	1.0	< 0.5
COD (mg/l)	3.1	1.6	2.9	1.6	2.2	1.4	1.2	0.8	1.0	1.0	1.9	3.9	1.9	3.9	0.8
SS (mg/l)	13.6	3.4	2.6	5.6	3.4	3.6	2.2	< 0.5	1.6	1.0	8.0	45.5	7.6	45.5	< 0.5
大腸菌数(CFU/100ML)	380	10	16	35	140	44	120	34	53	15	48	54	79	380	10
カドミウム (mg/l)	< 0.001			< 0.001			< 0.001			< 0.001					
鉛 (mg/l)	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005					
シアン (mg/l)	不検出			不検出			不検出			不検出					
総水銀 (mg/l)															
ひ素 (mg/l)															
PCB (mg/l)															
六価クロム (mg/l)	< 0.005			< 0.005			< 0.005			< 0.005					
全リン (mg/l)	0.053	0.043	0.075	0.030	0.032	0.035	0.027	0.029	0.026	0.018	0.027	0.065	0.038	0.075	0.018
全窒素 (mg/l)	0.52	0.68	0.82	0.60	0.54	0.68	0.71	0.73	0.66	0.65	0.70	0.70	0.67	0.82	0.52
Kj-N (mg/l)	0.14	0.16	0.18	< 0.10	0.19	0.15	0.14	0.12	0.10	0.13	0.14	0.16	< 0.14	0.19	< 0.10
NO ₂ -N (mg/l)	0.004	0.007	0.009	0.003	0.006	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003	0.005	0.009	0.003
NO ₃ -N (mg/l)	0.38	0.51	0.63	0.50	0.34	0.52	0.57	0.61	0.56	0.52	0.56	0.54	0.52	0.63	0.34
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02			< 0.02			< 0.02			< 0.02					

公共用水域測定結果表 7:平田川

年 月 日	R6.5.24	R6.8.16	R6.11.22	R7.2.17	採 取 位 置		
採 取 時 刻	9:40	10:11	9:51	10:19	採 水 水 深(m)		
天 候 (当 日)	晴	晴	曇	雨			
気 温 (度)	23.1	33.1	13.4	7.6			
水 温 (度)	18.7	26.5	13.8	11.0			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	7.5	7.8	7.5	7.2	7.5	7.8	7.2
DO (mg/l)	10.3	9.3	11.1	10.5	10.3	11.1	9.3
BOD (mg/l)	1.3	1.5	0.7	0.8	1.1	1.5	0.7
COD (mg/l)	2.6	4.5	1.0	1.2	2.3	4.5	1.0
SS (mg/l)	5.6	1.8	< 0.5	< 0.5	2.1	5.6	< 0.5
大腸菌数(CFU/100ML)	22	64	64	30	45	64	22
カドミウム (mg/l)	< 0.001						
鉛 (mg/l)	< 0.005						
シアン (mg/l)	不検出						
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)	< 0.005						
全リン (mg/l)	0.045	0.099	0.018	0.015	0.044	0.099	0.015
全窒素 (mg/l)	0.59	0.48	0.78	0.82	0.67	0.82	0.48
KJ-N (mg/l)	0.17	0.16	< 0.10	0.15	0.15	0.17	< 0.10
NO ₂ -N (mg/l)	0.007	0.006	0.004	0.008	0.006	0.008	0.004
NO ₃ -N (mg/l)	0.41	0.31	0.68	0.66	0.52	0.68	0.31
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02						

公共用水域測定結果表 8:大井川河口

年 月 日	R6.6.14	R6.12.13	採 取 位 置		
採 取 時 刻	14:33	10:40	採 水 水 深(m)		
天 候 (当 日)	晴	晴			
気 温 (度)	31.9	7.8			
水 温 (度)	24.7	11.7			
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	平均	最大	最小
P H	8.0	7.8	7.9	8.0	7.8
DO (mg/l)	10.6	14.6	12.6	14.6	10.6
BOD (mg/l)	1.1	0.5	0.8	1.1	0.5
COD (mg/l)	3.1	0.9	2.0	3.1	0.9
SS (mg/l)	3.4	< 0.5	2.0	3.4	< 0.5
大腸菌数(CFU/100ML)	32	50	41	50	32
カドミウム (mg/l)	< 0.001				
鉛 (mg/l)	< 0.005				
シアン (mg/l)	不検出				
総水銀 (mg/l)					
ひ素 (mg/l)					
PCB (mg/l)					
六価クロム (mg/l)	< 0.005				
全リン (mg/l)	0.094	0.045	0.070	0.094	0.045
全窒素 (mg/l)	0.54	0.54	0.54	0.54	0.54
KJ-N (mg/l)	0.19	0.11	0.15	0.19	0.11
NO ₂ -N (mg/l)	0.009	0.005	0.007	0.009	0.005
NO ₃ -N (mg/l)	0.34	0.42	0.38	0.42	0.34
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02				

公共用水域測定結果表 9:旧大井川河口

年 月 日	R6.6.14	R6.12.13	採 取 位 置	
採 取 時 刻	14:47	10:32	採 水 水 深(m)	
天 候 (当 日)	晴	晴		
気 温 (度)	31.9	7.8		
水 温 (度)	25.9	11.4		
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	平均	最大
P H	8.5	8.3	8.4	8.5
DO (mg/l)	11.7	13.3	12.5	13.3
BOD (mg/l)	1.3	0.7	1.0	1.3
COD (mg/l)	1.5	1.0	1.3	1.5
SS (mg/l)	4.2	< 0.5	2.4	4.2
大腸菌数(CFU/100ML)	17	86	51.5	86
カドミウム (mg/l)	< 0.001			
鉛 (mg/l)	< 0.005			
シアン (mg/l)	不検出			
総水銀 (mg/l)				
ひ素 (mg/l)				
PCB (mg/l)				
六価クロム (mg/l)	< 0.005			
全リン (mg/l)	0.126	0.062	0.094	0.126
全窒素 (mg/l)	0.47	0.54	0.51	0.54
KJ-N (mg/l)	0.14	0.11	0.13	0.14
NO ₂ -N (mg/l)	0.010	0.004	0.007	0.010
NO ₃ -N (mg/l)	0.32	0.43	0.375	0.43
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02			

公共用水域測定結果表 10:五井戸川河口

年 月 日	R6.6.13	R6.12.13	採 取 位 置	
採 取 時 刻	15:08	10:00	採 水 水 深(m)	
天 候 (当 日)	晴	晴		
気 温 (度)	30.2	6.1		
水 温 (度)	28.9	9.2		
透 視 度 (c m)	> 50	> 50	平均	最大
P H	7.4	7.8	7.6	7.8
DO (mg/l)	8.6	13.2	10.9	13.2
BOD (mg/l)	2.2	0.9	1.6	2.2
COD (mg/l)	7.5	2.2	4.9	7.5
SS (mg/l)	6.6	0.6	3.6	6.6
大腸菌数(CFU/100ML)	150	48	99	150
カドミウム (mg/l)	< 0.001			
鉛 (mg/l)	< 0.005			
シアン (mg/l)	不検出			
総水銀 (mg/l)	< 0.0005			
ひ素 (mg/l)	0.004			
PCB (mg/l)	不検出			
六価クロム (mg/l)	< 0.005			
全リン (mg/l)	0.174	0.072	0.123	0.174
全窒素 (mg/l)	0.80	0.80	0.80	0.80
KJ-N (mg/l)	0.56	0.20	0.38	0.56
NO ₂ -N (mg/l)	0.023	0.015	0.019	0.023
NO ₃ -N (mg/l)	0.22	0.58	0.40	0.58
MB活性物質 (mg/l)	< 0.02			

公共用水域測定結果表 11:打越川河口

年	月	日	R6.5.24	R6.8.16	R6.11.22	R7.2.17	採取位置 中央		
採取時刻	8:29		8:57		8:54	9:11	採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴		晴		曇	雨			
気温(度)	22.5		29.8		12.1	6.7			
水温(度)	19.4		26.3		13.6	9.2			
透視度(c m)	> 50		> 50		> 50	> 50	平均	最大	最小
P H		8.0	8.4		7.8	7.4	7.9	8.4	7.4
DO (mg/l)		11.4	11.9		11.4	10.5	11.3	11.9	10.5
BOD (mg/l)		1.1	0.8		0.6	0.8	0.8	1.1	0.6
COD (mg/l)		2.5	3.0		0.9	1.4	2.0	3.0	0.9
SS (mg/l)		1.2	1.6		0.6	5.2	2.2	5.2	0.6
大腸菌数(CFU/100ML)		34	150		87	54	81	150	34
カドミウム (mg/l)		< 0.001							
鉛 (mg/l)		< 0.005							
シアン (mg/l)		不検出							
総水銀 (mg/l)									
ひ素 (mg/l)									
PCB (mg/l)									
六価クロム (mg/l)		< 0.005							
全リン (mg/l)		0.118	0.112		0.071	0.094	0.099	0.118	0.071
全窒素 (mg/l)		0.35	0.20		0.48	0.51	0.39	0.51	0.20
Kj-N (mg/l)		0.16	0.17		0.11	0.18	0.16	0.18	0.11
NO ₂ -N (mg/l)		0.005	0.004		0.004	0.011	0.006	0.011	0.004
NO ₃ -N (mg/l)		0.18	0.03		0.37	0.32	0.23	0.37	0.03
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02							

公共用水域測定結果表 12:南川河口

年	月	日	R6.6.13	R6.12.13	採取位置 中央		
採取時刻	15:40		9:35		採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴		晴				
気温(度)		30.2		6.1			
水温(度)		29.3		8.3			
透視度(c m)	> 50		> 50		平均	最大	最小
P H		7.4		7.6	7.5	7.6	7.4
DO (mg/l)		8.7		11.3	10	11.3	8.7
BOD (mg/l)		2.5		0.8	1.7	2.5	0.8
COD (mg/l)		6.8		2.2	4.5	6.8	2.2
SS (mg/l)		5.2		1.6	3.4	5.2	1.6
大腸菌数(CFU/100ML)		110		320	215	320	110
カドミウム (mg/l)							
鉛 (mg/l)							
シアン (mg/l)							
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)							
全リン (mg/l)		0.182		0.059	0.12	0.182	0.059
全窒素 (mg/l)		1.01		0.88	0.95	1.01	0.88
Kj-N (mg/l)		0.64		0.25	0.45	0.64	0.25
NO ₂ -N (mg/l)		0.037		0.018	0.028	0.037	0.018
NO ₃ -N (mg/l)		0.34		0.61	0.48	0.61	0.34
MB活性物質 (mg/l)							

公共用水域測定結果表 13:土川

年	月	日	R6.6.13	R6.12.13	採取位置 中央		
採取時刻	16:08		9:18		採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴		晴				
気温(度)		29.8		5.4			
水温(度)		29.9		6.0			
透視度(c m)	17		> 50		平均	最大	最小
P H		7.3		7.5	7.4	7.5	7.3
DO (mg/l)		6.3		10.5	8.4	10.5	6.3
BOD (mg/l)		2.3		1.1	1.7	2.3	1.1
COD (mg/l)		10.0		4.2	7.1	10.0	4.2
SS (mg/l)		41.0		7.8	24.4	41.0	7.8
大腸菌数(CFU/100ML)		500		3700	2100	3700	500
カドミウム (mg/l)		< 0.001					
鉛 (mg/l)		< 0.005					
シアン (mg/l)		不検出					
総水銀 (mg/l)							
ひ素 (mg/l)							
PCB (mg/l)							
六価クロム (mg/l)		< 0.005					
全リン (mg/l)		0.256		0.178	0.217	0.256	0.178
全窒素 (mg/l)		1.4		2.6	2.0	2.6	1.4
Kj-N (mg/l)		1.01		1.33	1.17	1.33	1.01
NO ₂ -N (mg/l)		0.087		0.118	0.103	0.118	0.087
NO ₃ -N (mg/l)		0.32		1.16	0.74	1.16	0.32
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02					

公共用水域測定結果表 14:米川支流神明神社

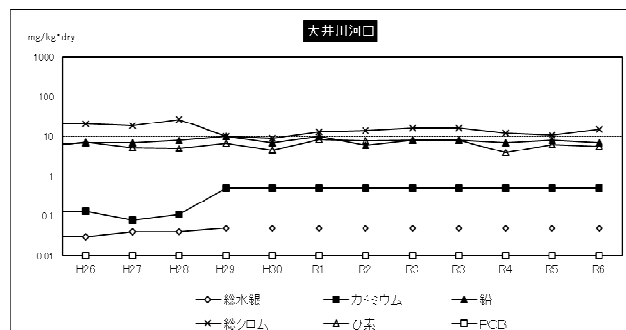
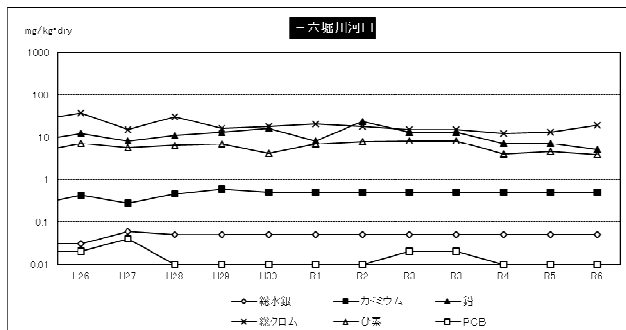
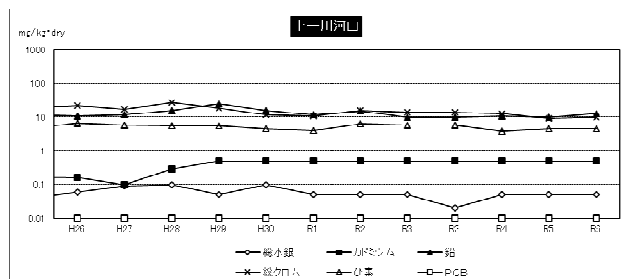
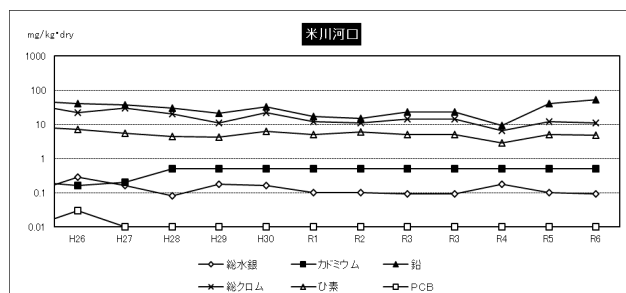
年	月	日	R6.5.24	R6.8.16	R6.11.22	R7.2.17	採取位置 中央		
採取時刻	9:05		9:39		9:21	9:50	採水水深(m)	表層	
天候(当日)	晴		晴		曇	雨			
気温(度)		22.8		33.1		12.1		6.7	
水温(度)		17.8		23.6		13.8		10.7	
透視度(c m)	> 50		> 50		> 50	> 50	平均	最大	最小
P H		7.9		8.3		7.9	7.6	7.9	8.3
DO (mg/l)		10.3		10.3		11.5	10.5	10.7	11.5
BOD (mg/l)		0.8		0.8		0.5	0.9	0.8	0.9
COD (mg/l)		1.6		1.5		0.5	1.0	1.2	1.6
SS (mg/l)		1.0	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.625	1	< 0.5	0.5
大腸菌数(CFU/100ML)		11000		3800		1500	64	4091	11000
カドミウム (mg/l)		< 0.001							
鉛 (mg/l)		< 0.005							
シアン (mg/l)		不検出							
総水銀 (mg/l)									
ひ素 (mg/l)									
PCB (mg/l)									
六価クロム (mg/l)		< 0.005							
全リン (mg/l)		0.088		0.086		0.071	0.063	0.077	0.088
全窒素 (mg/l)		0.55		0.49		0.59	0.72	0.59	0.72
Kj-N (mg/l)		0.17		0.18	< 0.10	0.13	0.15	0.18	< 0.10
NO ₂ -N (mg/l)		0.004		0.005		0.004	0.009	0.006	0.009
NO ₃ -N (mg/l)		0.38		0.30		0.49	0.58	0.44	0.58
MB活性物質 (mg/l)		< 0.02							

第2節 底質調査結果

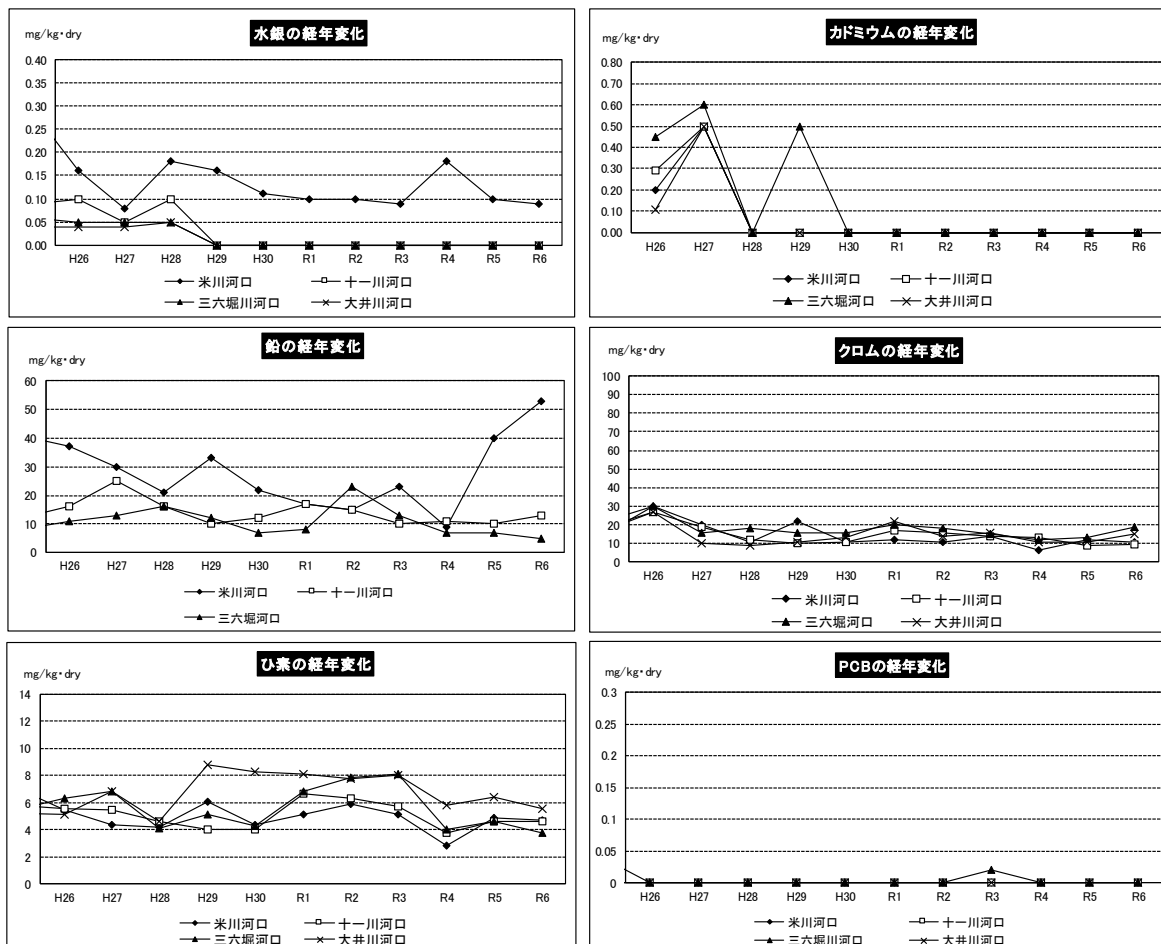
(1) 調査地点

- ①米川河口 ③十一川河口 ⑤三六堀川河口 ⑧大井川河口
 (丸数字は、水質調査地点のものに対応しています。)

(2) 河川ごとの経年変化



(3) 測定項目ごとの経年変化



(4) 底質分析結果表（年1回調査）

採取河川	米川河口	十一川河口	三六堀川河口	大井川河口
採取日	R6.9.20	R6.9.20	R6.9.20	R6.9.20
採取時刻	9:07	8:46	9:22	9:50
天候（当日）	晴	晴	晴	晴
気温（度）	30.4	30.4	31.2	31.2
含水率（%）	17.6	16.9	15.1	10.4
アルキル水銀化合物（mg/kg・dry）	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総水銀（mg/kg・dry）	0.08	<0.05	<0.05	<0.05
カドミウム（mg/kg・dry）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛（mg/kg・dry）	53	13	5	7
クロム含有量（mg/kg・dry）	11	9.8	19	15
ひ素（mg/kg・dry）	4.7	4.6	3.8	5.6
PCB（mg/kg・dry）	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
有機リン化合物（mg/kg・dry）	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5

第3節 大気環境調査結果

(1)簡易調査法

1) 簡易調査法による積算量調査地点

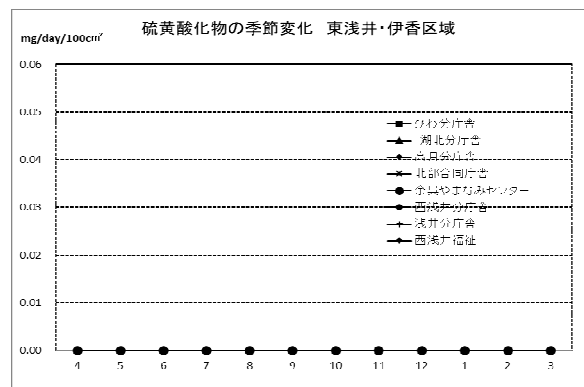
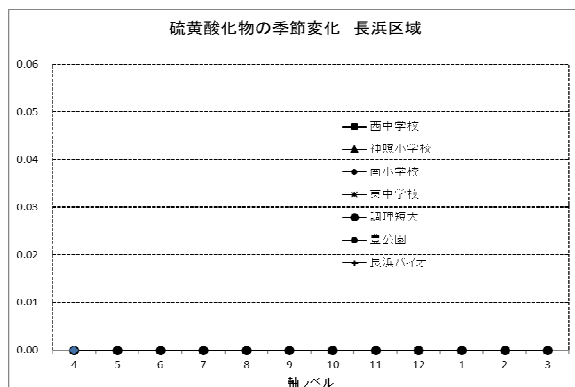
- ①西浅井分庁舎 ②西浅井福祉ステーション ③余呉やまなみセンター ④北部合同庁舎
⑤高月分庁舎 ⑥湖北分庁舎 ⑦浅井分庁舎 ⑧びわ分庁舎 ⑨神照小学校
⑩滋賀県調理短期大学校 ⑪長浜東中学校 ⑫長浜西中学校 ⑬豊公園 ⑭長浜南小学校
⑮長浜バイオインキュベーションセンター

2) 簡易調査法による積算量調査結果

<硫黄酸化物> (二酸化鉛法)

季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありましたが、その変動幅は比較的小さく、全体として低い値で推移しました。

汚染判定基準から見ると、全ての地点が汚染第1度(0.5mg～1.0mg 未満)「軽微の汚染」未満でした。



(参考) 二酸化鉛法による汚染度判定基準

汚染度	SO ₂ (mg /100cm ² /day PbO ₂)	詳細
汚 染 第 1 度	0.5 以上～1.0 未満	軽微の汚染
汚 染 第 2 度	1.0 以上～2.0 未満	普通程度の汚染
汚 染 第 3 度	2.0 以上～3.0 未満	中等程度の汚染
汚 染 第 4 度	3.0 以上～4.0 未満	やや高度の汚染
汚 染 第 5 度	4.0 以上～	高度の汚染

硫黄酸化物調査結果

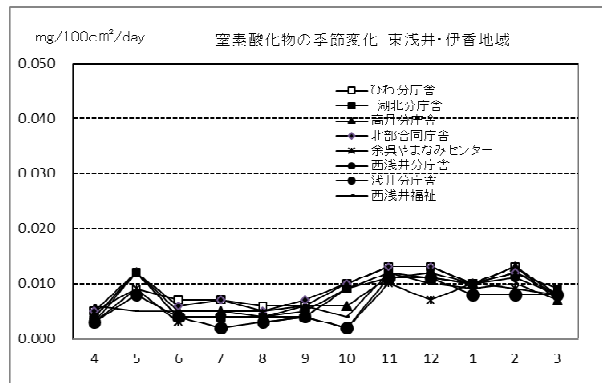
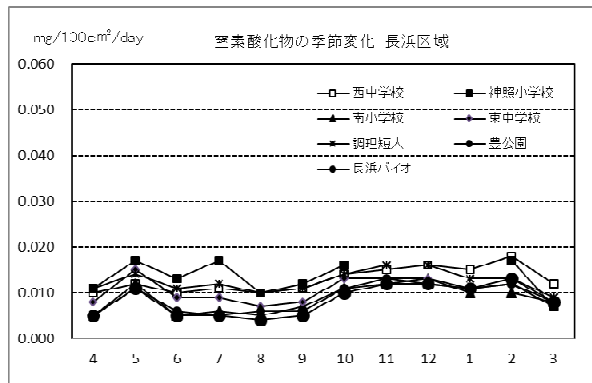
月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	豊公園	長浜バイオ
4	3/19-4/23	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
5	4/23-5/21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
6	5/21-6/19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
7	6/19-7/23	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
8	7/23-8/20	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
9	8/20-9/19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
10	9/19-10/21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
11	10/21-11/20	<0.010		<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
12	11/20-12/20	<0.010		<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
1	12/20-1/22	<0.010		<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
2	1/22-2/18	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
3	2/18-3/19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
	平均値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
	最大値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
	最小値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010

月	調査期間	びわ分庁舎	湖北分庁舎	高月分庁舎	北部合同庁舎	長やまなみセン	西浅井分庁舎	浅井分庁舎	西浅井福祉
4	3/19-4/23	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
5	4/23-5/21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
6	5/21-6/19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
7	6/19-7/23	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
8	7/23-8/20	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
9	8/20-9/19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
10	9/19-10/21	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
11	10/21-11/20	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
12	11/20-12/20	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
1	12/20-1/22	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
2	1/22-2/18	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
3	2/18-3/19	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
	平均値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
	最大値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010
	最小値	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010

単位:mg/100cm²/day

<窒素酸化物>(アルカリろ紙法)

季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありましたが、その変動幅は比較的小さく、全体として低い値で推移しました。



窒素酸化物調査結果

月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	豊公園	長浜バイオ
4	3/19-4/23	0.010	0.011	0.005	0.008	0.011	0.005	0.005
5	4/23-5/21	0.012	0.017	0.012	0.015	0.014	0.011	0.011
6	5/21-6/19	0.010	0.013	0.005	0.009	0.011	0.005	0.006
7	6/19-7/23	0.011	0.017	0.006	0.009	0.012	0.005	0.005
8	7/23-8/20	0.010	0.010	0.005	0.007	0.010	0.004	0.006
9	8/20-9/19	0.011	0.012	0.007	0.008	0.011	0.005	0.006
10	9/19-10/21	0.014	0.016	0.011	0.013	0.014	0.010	0.011
11	10/21-11/20	0.015		0.012	0.013	0.016	0.012	0.013
12	11/20-12/20	0.016		0.013	0.013	0.016	0.012	0.012
1	12/20-1/22	0.015		0.010	0.011	0.013	0.011	0.011
2	1/22-2/18	0.018	0.017	0.010	0.012	0.013	0.013	0.012
3	2/18-3/19	0.012	0.007	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007
	平均値	0.013	0.013	0.009	0.011	0.013	0.008	0.009
	最大値	0.018	0.017	0.013	0.015	0.016	0.013	0.013
	最小値	0.010	0.007	0.005	0.007	0.009	0.004	0.005

月	調査期間	びわ分庁舎	湖北分庁舎	高月分庁舎	北部合同庁舎	長久保まなみセン	西浅井分庁舎	浅井分庁舎	西浅井福祉
4	3/19-4/23	0.005	0.003	0.004	0.005	0.003	0.003	0.004	0.006
5	4/23-5/21	0.009	0.012	0.012	0.012	0.009	0.008	0.012	0.005
6	5/21-6/19	0.007	0.004	0.005	0.006	0.003	0.004	0.004	0.005
7	6/19-7/23	0.007	0.004	0.005	0.007	0.003	0.002	0.004	0.005
8	7/23-8/20	0.006	0.004	0.004	0.005	0.003	0.003	0.004	0.005
9	8/20-9/19	0.006	0.004	0.006	0.007	0.004	0.004	0.005	0.006
10	9/19-10/21	0.010	0.009	0.006	0.010	0.002	0.002	0.009	0.004
11	10/21-11/20	0.013	0.012	0.011	0.013	0.010	0.011	0.011	0.012
12	11/20-12/20	0.013	0.011	0.011	0.013	0.007	0.011	0.012	0.010
1	12/20-1/22	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.008	0.010	0.009
2	1/22-2/18	0.013	0.012	0.013	0.012	0.009	0.008	0.011	0.010
3	2/18-3/19	0.008	0.009	0.007	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
	平均値	0.009	0.008	0.008	0.009	0.006	0.006	0.008	0.007
	最大値	0.013	0.012	0.013	0.013	0.010	0.011	0.012	0.012
	最小値	0.005	0.003	0.004	0.005	0.002	0.002	0.004	0.004

単位:mg/100cm²/day

(2)自動計測器による調査

1) 自動計測器による調査地点

長浜市東上坂町付近（長浜市文化財保護センター東側）

2) 自動計測器による調査結果

大気環境基準適合（3項目全て基準適合）

項目	測定時間（時間）	年平均（ppm）	1時間の最高値（ppm）
二酸化窒素（NO ₂ ）	8335	0.004	0.025
二酸化硫黄（SO ₂ ）	8558	0.001	0.005
浮遊粒子状物質（SPM）	8604	0.014	0.141

※長浜市東上坂町付近（長浜市文化財保護センター東側）で測定していた時間を記載

(3) 大気環境調査結果の評価

簡易調査方においても自動計測器における調査においても環境基準を満足する状況にありました。また、これらの項目ごとの経年変化は、過去から長期的に低い値で横ばいであり、全般的に汚染は軽微であると考えられます。

大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

第4節 環境騒音調査結果

令和6年度は以下の13地点を選定して測定しました。全地点において基準を満たしていました。

No.	地域	町名	施設名	都市計画区分	環境騒音類型	昼間① (Leq)	昼間② (Leq)	夜間 (Leq)
1	長浜	相模町	緑が浜会館東のモニュメント	第二種低層住居専用地域	A (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	39	34	32
2	長浜	末広町	上田産業東の公園	工業地域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)			
3	長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	第一種住居地域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	36	42	33
4	長浜	中山町	中山町会館東の公園	準工業地域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)			
5	長浜	宮前町	稲荷神社	商業地域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)			
6	長浜	八幡東町	市役所駐車場	近隣商業地域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)	45	41	33
7	長浜	大茂家町	大茂家コミュニティセンター南東の公園	第二種中高層住居専用地域	A (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
8	長浜	口分田町	口分田町会館	準工業地域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)	40	39	38
9	長浜	小堀町	グランド化学西の公園	第一種中高層住居専用地域	A (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
10	長浜	室町	室町会館南の公園	第一種住居専用地域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
11	長浜	加田町	加田ふれあい広場駐車場	市街化調整区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	40	39	37
12	長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	第一種低層住居専用地域	A (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
13	長浜	南小足町	小足新町会館西の公園	第一種中高層住居専用地域	A (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	31	35	33
14	長浜	八条町	共同作業所北の広場	市街化調整区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
15	長浜	東上坂町	東上坂会館	市街化調整区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
16	びわ	曽根町	曽根営農用拠点施設前駐車場	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	44	40	36
17	びわ	川道町	川道農村公園	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
18	びわ	富田町	あじさいホール駐車場	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	41	39	28
19	浅井	三田町	公園 (浅井雪寒基地付近)	非線引き都市計画区域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)			
20	浅井	内保町	湯田まちづくりセンター駐車場	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
21	浅井	小野寺町	子ども広場	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	32	37	31
22	虎姫	田町	虎姫まちづくりセンター駐車場	第二種住居専用地域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
23	湖北	湖北町連水	市立湖北幼稚園駐車場	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	37	37	36
24	湖北	湖北町山本	山本区会議所前	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
25	湖北	湖北町丁野	旧丁野公民館	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
26	高月	高月町高月	旧高月町南公民館グラウンド	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	40	43	41
27	高月	高月町井口	井口地区会議所前	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
28	高月	高月町柳野中	柳野中会議所前公園	非線引き都市計画区域	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	37	38	34
29	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	非線引き都市計画区域	C (昼間60 d B以下、夜間50 d B以下)			
30	余呉	余呉町中之郷	鈴乗比古神社境内	都市計画区域外	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)	41	42	40
31	西浅井	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	都市計画区域外	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
32	西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	都市計画区域外	B (昼間55 d B以下、夜間45 d B以下)			
調査地点数						13		
基準超過						0		

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 90 号

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにうるおいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。

今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわりの環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。

このように、環境を大切に作る人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。

2 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。

2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。

3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進されなければなりません。

（市の役割と責務）

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。

2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。

3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

（市民の役割と責務）

第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。

2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

（事業者の役割と責務）

第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。

2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

（滞在者の役割と協力）

第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。

2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 基本的な方針

（環境施策の基本方針）

第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進し

なければなりません。

- (1) 公害の防止と生活環境の保全
- (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
- (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

第3章 実現のための方策

(市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

(環境基本計画)

第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければなりません。

2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続きによります。

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境配慮指針)

第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。

2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第4章 推進のための施策

(環境学習の推進等)

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

(環境情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮

しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。

（経済的措置等）

第 17 条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

（自主的な環境管理の促進）

第 18 条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

（公共施設の整備等）

第 19 条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネルギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。

2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

（環境にやさしい日）

第 20 条 市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

（監視体制の整備）

第 21 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第 5 章 環境審議会

（環境審議会）

第 22 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、長浜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置きます。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

- （1）環境の保全と創造に係る基本的事項や重要事項
- （2）環境基本計画に関する事
- （3）その他環境の保全と創造に係りて市長から意見を求められた事項

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。

4 前 3 項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に係りて必要な事項は、市長が定めます。

第 6 章 雑則

（推進と調整合体の整備）

第 23 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備します。

(委任)

第 24 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

付 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行します。

用語集

<数字・アルファベット>

3R	リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の 3 つの R (アール) の総称のこと。
BEMS	Building Energy Management System の略。商用ビルを対象としたエネルギー管理システムの一つであり、電気使用量の可視化、節電の為に機器制御などを行うシステムのこと。
PM _{2.5}	大気中に浮遊している 2.5μm 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: 10μm 以下の粒子) よりも小さな粒子。
SDGs	2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。Web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのこと。
ZEB	Net Zero Energy Building の略。オフィスビルなどを中心とする業務部門におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間のエネルギー消費量が正味 (ネット) でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。
ZEH	Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費する正味 (ネット) のエネルギー量が概ねゼロとする住宅のこと。

<五十音>

ア行

一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第 2 条第 2 項において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エコ・クッキング	エコ (eco) とクッキング (cooking) を組み合わせた造語。キャベツの芯、ダイコンの葉など捨ててしまいがちなものも役立て、食材を無駄なく使う、環境負荷の低減に配慮した料理法のこと。
エコツーリズム	エコロジー (ecology) とツーリズム (tourism) を組み合わせた造語。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく取組。観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという考え方。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つもののこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

カ行	
外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。外来生物法では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。
環境保全協定	事業者自らが、積極的に環境保全の取組を進めるため、事業者と市が締結する協定のこと。事業者は、環境法規制を遵守する旧来の環境管理から、地域環境、さらには地球環境へと、より高い環境目標に自主的に取り組むことが求められている。
サ行	
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱などがある。自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。
再生利用	ごみを原料として再利用すること。別名マテリアルリサイクルともいう。
市民参加の森	植樹祭や森づくり、下刈り、間伐、みどりの里親制度など、市民参加による取組のこと。
シェアリングエコノミー	もの、空間、時間、スキルなどを共有する（貸し借りする）経済活動といった意味で、基本的には、個人間の貸し借りを指すことが多い。企業などの事業者が仲介するサービスを含めてシェアリングエコノミーということもある。
省エネ性能	「省エネルギー性能」の略語。石油・電力・ガスなどのエネルギーを消費していく段階で無駄を省き、効率的に利用し、その消費量を節約する能力のこと。
浄化槽	下水浄化設備の一つ。下水道未整備地区で生活雑排水やし尿が発生する場合、一時貯留・浄化してから放流しなければならないため、このための施設を浄化槽または合併処理浄化槽という。
食品ロス	食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
親水空間	水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーションを通じて、海、湖沼や河川等に身近に親しめる場のこと。
水源かん養機能	地表面あるいは地中を流動している表流水や地下水に対し、河川や地下水の水量を枯渇しないように補給する働き（能力）のこと。都市化などにより、雨水の地下浸透が阻害されると、水源かん養機能が低下する。
水洗化率	下水道水洗化率。下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人実際に下水道に接続しているかを示すもの。
生活排水	一般的な日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川などの公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のこと。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性とも言う）から構成される。

タ行	
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減など、環境面においても効果が期待できる。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。
ハ行	
バイオマスエネルギー	生物資源あるいはそこからの廃棄物に基づくエネルギー源のこと。薪炭・稲わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効した。産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。
フロン（類）	炭素と水素のほか、フッ素や塩素、臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日では先進国を中心として、使用に大幅な制限がかけられている。
マ行	
マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみ（5mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。
マイバッグ	マイ（my）とバッグ（bag）を組み合わせた造語。スーパーなどで購入した品物を入れるために消費者が持参する袋。買い物袋。エコバッグ。
ヤ行	
有害化学物質	環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。

令和 6 年度（令和 5 年度実績）
長浜市環境年次報告書

令和 6 年 10 月

問い合わせ先

長浜市市民生活部環境保全課

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

TEL 0749-65-6513

FAX 0749-64-1437

E-mail アドレス kankyou@city.nagahama.lg.jp

長浜市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

長浜市のゼロカーボン施策・温暖化対策について

(1) 長浜市のゼロカーボン施策の全体像について

長浜市としては、平成 23 年以降、長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、温対計画という。）を策定し、取組を進めてきたが、さらなる取組強化を目指し、令和 4 年に「長浜市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを宣言した。その後、「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」を策定し、ゼロカーボン施策を通じて、地域振興や地域課題解決につなげる取組を目指すこととしている。

【計画等の策定】

平成 22 年度（2010 年度）：温対計画 策定
 令和 2 年度（2020 年度）：第 2 次温対計画 策定
 令和 3 年度（2021 年度）：長浜市ゼロカーボンシティ宣言
 令和 4 年度（2022 年度）：ながはまゼロカーボンビジョン 2050
 令和 5 年度（2023 年度）：第 2 次温対計画 一部改訂

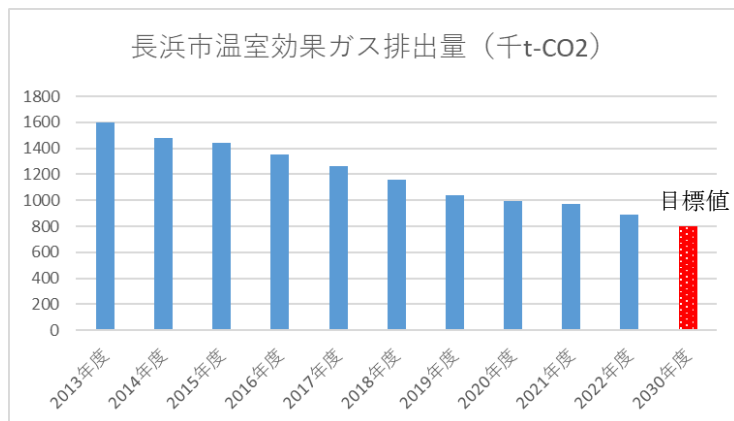
【第 2 次温対計画の目標値】※令和 5 年度の一部改定後

＜中期目標＞ 2030 年度における長浜市の温室効果ガス排出量を 2013 年度に比べて 50% 削減することを目指します。
＜中期目標＞ 2030 年度における長浜市の再生可能エネルギー導入量を 2019 年度に比べて 2.1 倍にすることを目指します。
＜長期目標＞ 2050 年度までに、市全体の温室効果ガス排出量を実質ゼロにし、「長浜市ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

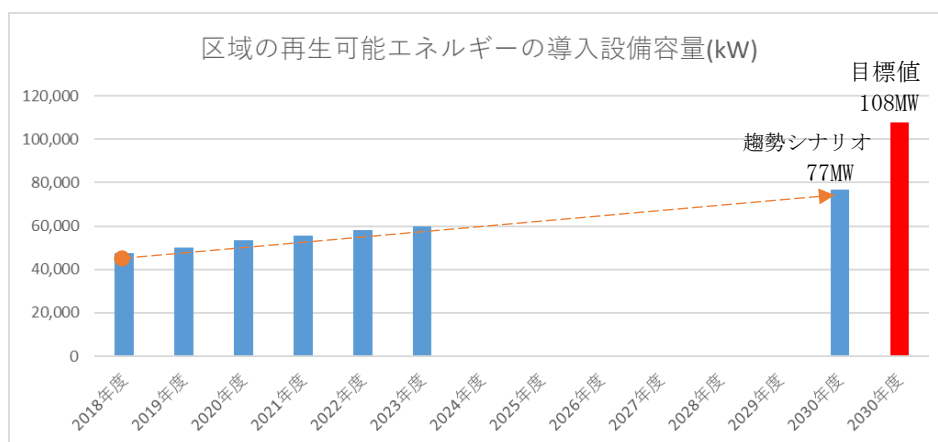
※第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間 であり、計画の中期見直しについても今年度から議論を開始したい。

（２）現状について

- ・長浜市の温室効果ガス排出量は、令和４年度（２０２２年度）において、８９０千t-CO₂であり、第２次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における２０３０年目標値（７９９千t-CO₂）に向けて順調に削減が進んでいる。



- ・一方で、再生可能エネルギーの導入については、令和５年度実績で約 60MW であり、２０３０ 年度目標値（１０８MW）に向けて、さらなる導入促進が必要である。



- ・ ２０３０ 年度の導入目標のうち、太陽光発電の割合が 96%。

	導入済 2019年度	導入見込	2030年度導入目標		
	kW	kW	kW	kWh	千t-CO ₂ ※
太陽光発電（10kW未満）	14,105	28,209	42,314	-	-
太陽光発電（10kW以上）	36,018	25,212	61,230	-	-
小計	50,122	53,422	103,544	125,172,500	31
陸上風力	0	0	0	0	0.000
水力発電	26	0	26	136,656	0.051
小水力発電	0	1	1	5,782	0.002
バイオマス発電	25	3,932	3,957	34,800,000	8.700
総計	50,173		107,528	160,114,938	40.0

太陽光発電

(3) 市の現在の主な取組について

基本的な考え方

- ・ 公共施設や民間施設、家庭等において、省エネ・再エネをさらに促進する。
- ・ 地域の主体がエネルギーの地産地消を担うことで、地域経済循環を実現する。
- ・ 「脱炭素×〇〇」の取組や事業を促進し、地域課題の解決に繋げる。

主な取組

① 公共施設 PPA（電力購入契約）の推進

- ・ 公共施設に PPA 方式で太陽光発電システムを設置する。

② 民間事業者の脱炭素化支援

- ・ 県や地域エネルギー会社等と連携し、民間事業者（製造業等）の屋根に太陽光発電システムの導入を促進する等、脱炭素化支援を検討。

③ 地域における再エネ導入促進施策（再エネ促進区域の設定）

- ・ 別紙にて詳細説明。

④ 地域と調和した再エネの導入の在り方検討（屋根置き太陽光事業以外の検討）

- ・ 地域にとって望ましく、かつ事業として成立する太陽光事業および土地利用のあり方について、調査・検討を進める。

⑤ ごみ発電の公共施設等での購入

- ・ 湖北広域行政事務センターにおいて令和 10 年に供用開始されるごみ発電の電力を地域（公共施設等）で活用することについて検討する。

⑥ その他の事務事業の推進

- ・ 電力調達の CO2 フリー化、LED 化、電動車の導入、防災力の強化に向けた取組等。

⑦ 脱炭素化モデル事業の募集

- ・ 地域脱炭素化につながるモデル的な事業に補助。（2/3 補助、上限 500 万円）

⑧ 環境教育プログラムの体系化

- ・ 「環境教育コーディネーター」を配置し、学校と地域団体等との橋渡しを担うとともに、脱炭素教育プログラムの開発についても検討を進める。

⑨ 地域おこし協力隊の募集

- ・「地域エネルギーコーディネーター」として、地域おこし協力隊員を1名招聘する。

⑩ 太陽光発電システム等設置促進補助金

- ・主に家庭用の住宅に太陽光発電設備や蓄電池等を設置することに対して補助を行う。

⑪ 長浜市宅配ボックス設置促進補助金

- ・宅配物の再配達の解消を図るため、宅配ボックスの購入に対し補助を行う。

【財源の確保】

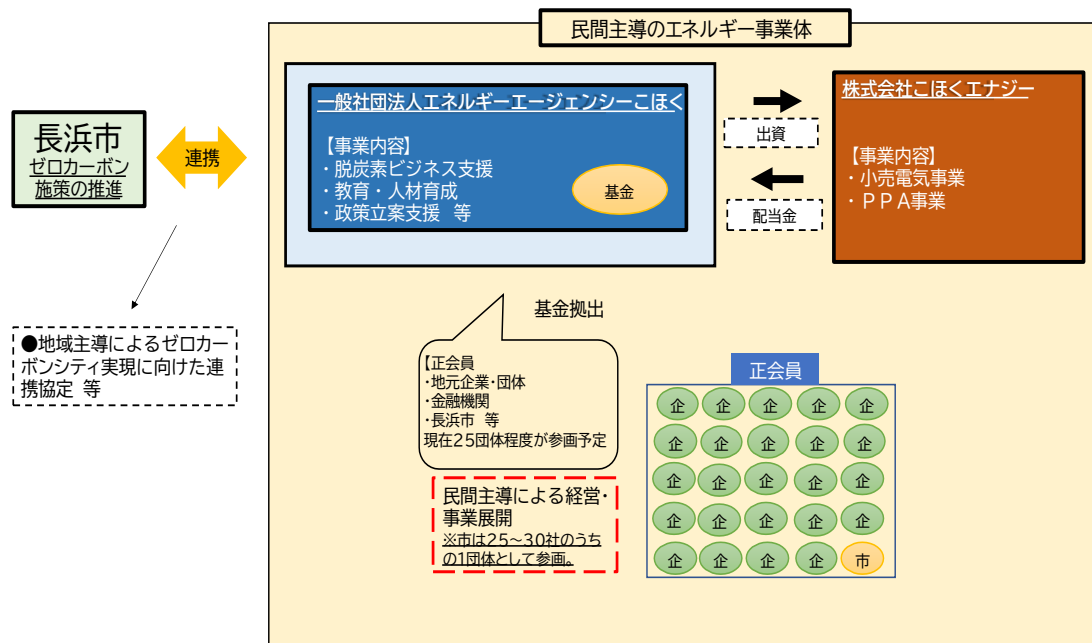
- ・取組の推進を図るため、環境省「重点対策加速化事業」の申請に向けて準備中。

(4) 官民連携の体制構築に向けて

- ・「ながはまゼロカーボンビジョン 2050」では、地域主導によるエネルギーの取組を推進することで、地域課題の解決や地域振興につなげることを掲げており、そのビジョンの実現を牽引する組織として、下図のとおり、2法人体制の構築を目指している。

■目指している2法人体制

市とエネルギーエージェンシーとの関係概要図



長浜市における再エネ導入促進施策の再エネ促進区域の設定について

1. 促進区域制度について

- ・全国では太陽光発電等の再エネ導入に関して地域とのトラブルが増加しており、再エネ導入を促進する上で、一定のルール化、考え方の整理が必要となってきた。
- ・令和4年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、再エネ促進区域の設定等が市町村の努力義務として規定された。
- ・再エネ促進区域を設定することで、地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会や経済への貢献等、地域と共生する再エネ事業の導入を促進できる。
- ・再エネ促進区域に設定されると、環境省や滋賀県の補助事業において、審査における優先採択や加点、補助金の増額等の一部優遇措置がある。

特に地方公共団体への効果

環境省資料

地元関係者との合意形成

- 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（**適地誘導**）は、**地域での合意形成**に大きく貢献。**トラブルの未然防止**に。



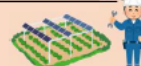
地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能**。



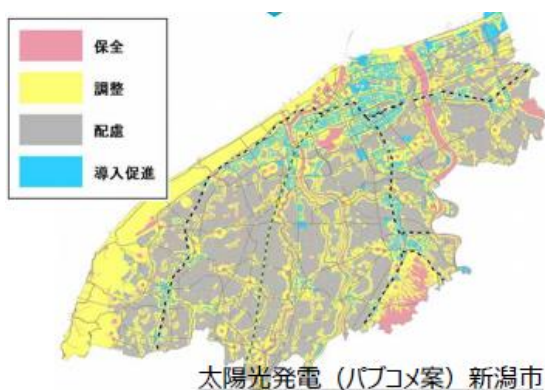
環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピールすることが可能**。



■設定事例（1）新潟市：ゾーニング

- ・太陽光発電及び陸上風力発電について、市域を「保全エリア」、「調整エリア」、「配慮エリア」、「導入促進エリア」等について区分けを行う「ゾーニング」を実施（令和5年6月設定）



※個別具体的に、特定の土地を促進区域に指定した場合においては、手続きの簡素化や環境アセスメントの一部省略が可能となる場合もある。

■設定事例（2）湖南市：建物の屋根上について設定

- ・ゾーニングまでは行わず、「屋根上」として設定（令和7年3月設定）
→ 地域脱炭素化促進事業の対象区域：住宅及び住宅以外の建物の屋根上

2. 長浜市における促進区域設定について

- ・長浜市では、現状では促進区域の設定を行っていない。
- ・今後、地域内にさらに再エネを増やしていきたいと考えているが、地域と共生する再エネ導入の仕組みづくりを整備していく必要があり、今年度、第一段階として、以下のとおり促進区域を設定したい。

■今年度に設定する内容（概要）

- ・地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域を「建築物の屋根上における太陽光発電」について設定する。詳細については、下表のとおり。

■設定理由

- ・2030 年度再エネ導入目標のうち 96%を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電がメインの再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定したい。
- ・太陽光発電の導入ポテンシャルとしては、屋根上 747MW、地上 1,784MW だが、市としては、まずトラブルの少ない「建築物の屋根上」設定したい。
- ・さらなる議論が必要であることから、今回ゾーニングまでは行わない。
- ・地上設置型太陽光発電や他の再エネについては、今回設定を行わず、今後さらなる情報収集・地域内での議論を深めるための取組を進めていきたい。

■設定内容（詳細）

項目	内容
一 地域脱炭素化促進事業の目標	再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	市内全域における建築物の屋根上
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	【種類】 太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備 【規模】 建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で 2030 年度までに 108MW を目指す。
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。

五 イ 地域の環境の保全のための取組	法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。 ・自然環境に関すること ・防災、安全に関すること ・反射光に関すること ・景観、文化財に関すること
五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域経済循環や、防災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。

※「第2次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第4章 温室効果ガス排出削減に向けた緩和策」に上記内容を追記予定。

3. 促進区域設定の意義・メリット

- ・市として再エネ促進に関する考え方を表明することで、促進したい場所における再エネ投資への機運を高めることに繋がる。
- ・事業者等が設置する際に、県や国の補助金の活用の幅が広がる。（補助額の上乗せ等）

■滋賀県の補助金に関する情報 ※令和7年度の場合

補助対象設備	補助金メニュー	補助内容		備考
		補助単価	上限額	
太陽光発電設備（事業用）	通常の補助金	4万円/kW、1/3以内	120万円	—
	促進区域補助	5万円/kW	500万円	—
太陽光発電設備（家庭用）※非FIT	通常の補助金	7万円/kW	30万円	既築のみ
	促進区域補助	7万円/kW	上限なし	新築・既築

4. 促進区域設定に向けたスケジュール

日程	内容	備考
9月25日	環境審議会（第1回）	委員からの意見聴取
11月20日	長浜市議会へ説明	健康福祉常任委員会で説明
11月中旬～	パブリックコメント	約1か月間
1月	パブコメ意見への対応	
1月	環境審議会（第2回）	パブコメ結果報告
2月	長浜市議会へ説明	パブコメ結果報告
3月	促進区域の設定	

※次年度以降も、促進区域に関するさらなる情報収集・議論を継続していく。

参考情報

■滋賀県内における促進区域の設定状況

市町	促進区域の範囲
米原市	米原市米原地区の一部(近隣商業地域) 米原市梅ヶ原地区の一部(準工業地域、近隣商業地域)
草津市	草津市の災害時の拠点となる施設(市公共施設、高校、大学等)で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。または、草津市と「愛する地球のために約束する協定」を締結し、市とともに地球温暖化対策を進めていく市内事業者・団体の施設で、太陽光発電設備が設置可能な建築物の屋根、屋上および敷地など。
湖南市	住宅および住宅以外の建物の屋根上

■地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

委員改選等について

■任期について

環境審議会の委員は任期が 2 年であり、11 月 1 日からの任期となっている。

終期が 10 月末日であり、審議途中で次の委員に代わってしまう年があるため、3 月末日までに変更したい。

○次回任期 令和 7 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日

↓

令和 7 年 11 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※今回のみ 1 年 5 か月に短縮

※次から令和 9 年 4 月～令和 11 年 3 月末までの 2 年任期に戻す

※令和 9 年度→第 3 期環境基本計画策定を計画

■環境審議会委員数について

「長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第 2 条により、常任の委員 20 人以内で組織する。

現在の委員数 19 名

次回の委員数（案） 18 名

理由：令和 6 年の森林組合合併により、滋賀森林組合からの推薦を 2 名→1 名とする

■環境審議会委員推薦について

各委員の所属する長に推薦を依頼

・推薦締切日 令和 7 年 10 月 23 日（木）

・報告方法 メールまたは FAX

※本市では男女共同参画行動計画に基づき審議会等の女性委員の割合 40%を目指しており、女性で適任の方がおられる場合はその方を優先して推薦

■第 2 次長浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定に向けた小委員会の設置について

「長浜市環境審議会の組織及び運営に関する規則」第 7 条により、専門的に審議する必要があると認める事項が生じたときは審議会に小委員会を設けることができる

・令和 8 年度に改定を検討しているが、内容が専門的になることから、小委員会を設置

・次回の審議会で詳細について報告

令和7年9月25日【資料5-1】

長浜改革会議

(環境審議会)

未来創造部政策デザイン課



長浜市総合計画の策定に向けて

未来創造部政策デザイン課

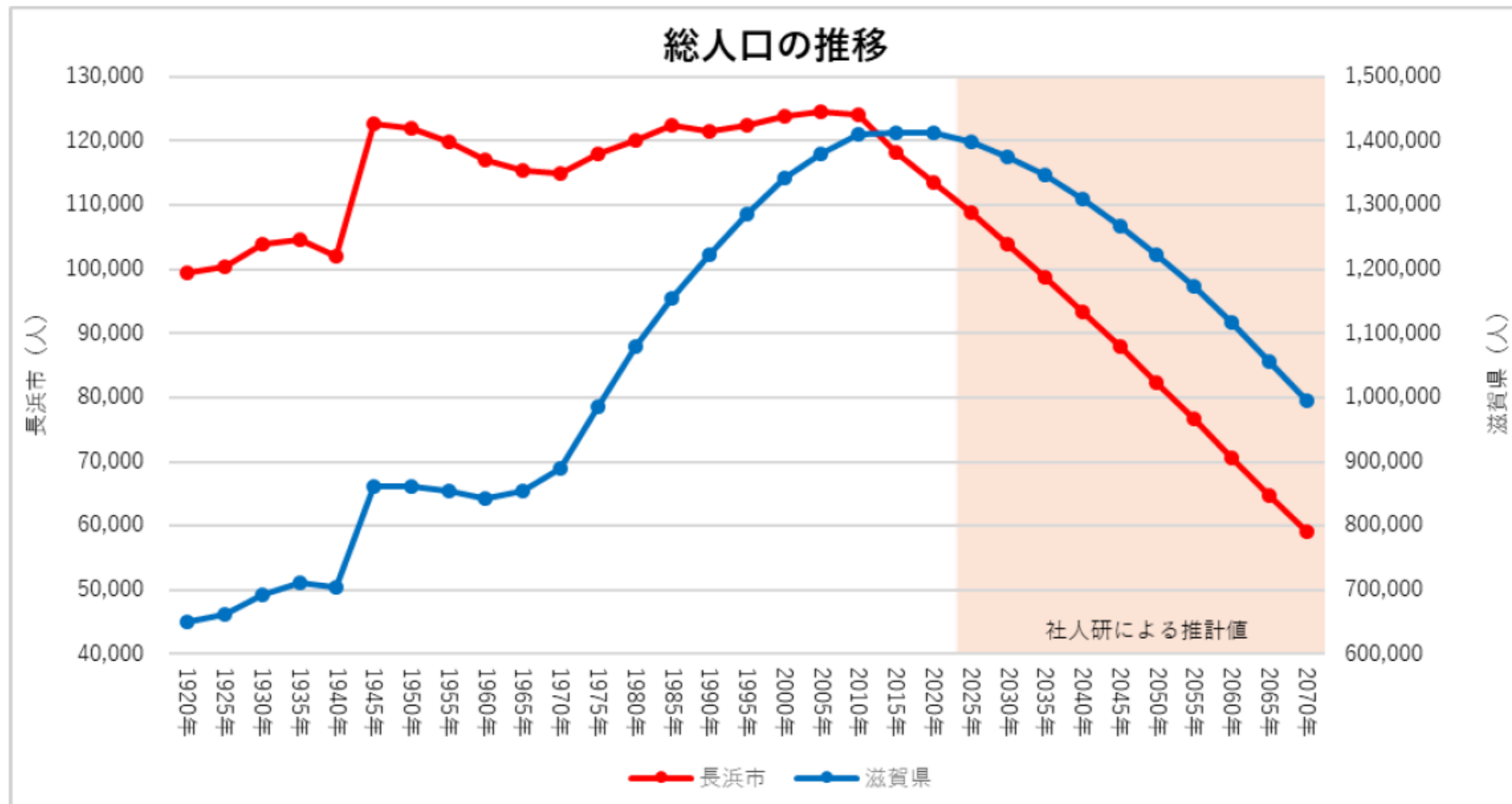
本市のまちづくりを進めるうえで、長期的な展望に立った「めざすまちの姿」を明らかにし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に行政運営を行うための指針として、平成29年度を初年度とする「長浜市総合計画」を策定したが、その計画期間が令和8年度末をもって終了することから、令和9年度を始期とする次期「長浜市総合計画」を策定します。

2 30年後の長浜市の人口はどう変わる？！

■ 2025年 = 112,085人
(本市住民基本台帳R7.3.1現在)

⇒

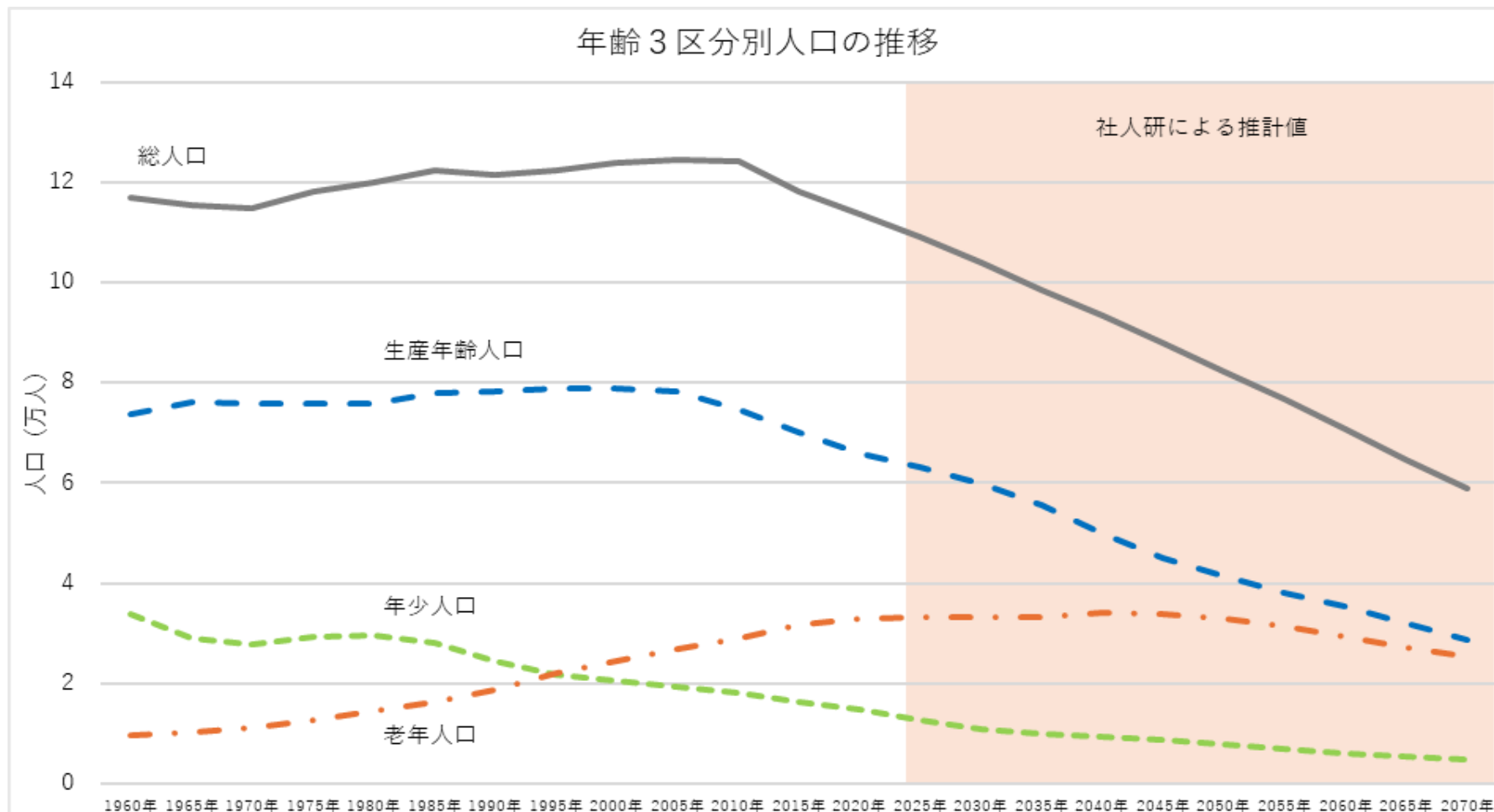
2055年 = **76,609人**
※長浜市の人口が今の約7割に！



2 30年後の長浜市の人口はどう変わる？！

■ 年齢3区分別人口の推移

65 歳以上人口 は一貫して増加傾向にあり、今後もその傾向が続く が、2040年の34,130人をピークに減少に転じる見込みとなっている。



	2025年	2055年
年少人口	12,260人	6,955人 (56.7%)
生産年齢人口	66,506人	38,226人 (57.5%)
老年人口	33,319人	31,428人 (94.3%)

出典：長浜市人口ビジョン（令和7年3月策定）

3 長浜市人口ビジョンにおける本市人口の長期的展望

■2065 (R47) 年に人口規模73,000人の維持及び人口構造の若返りを目指す。

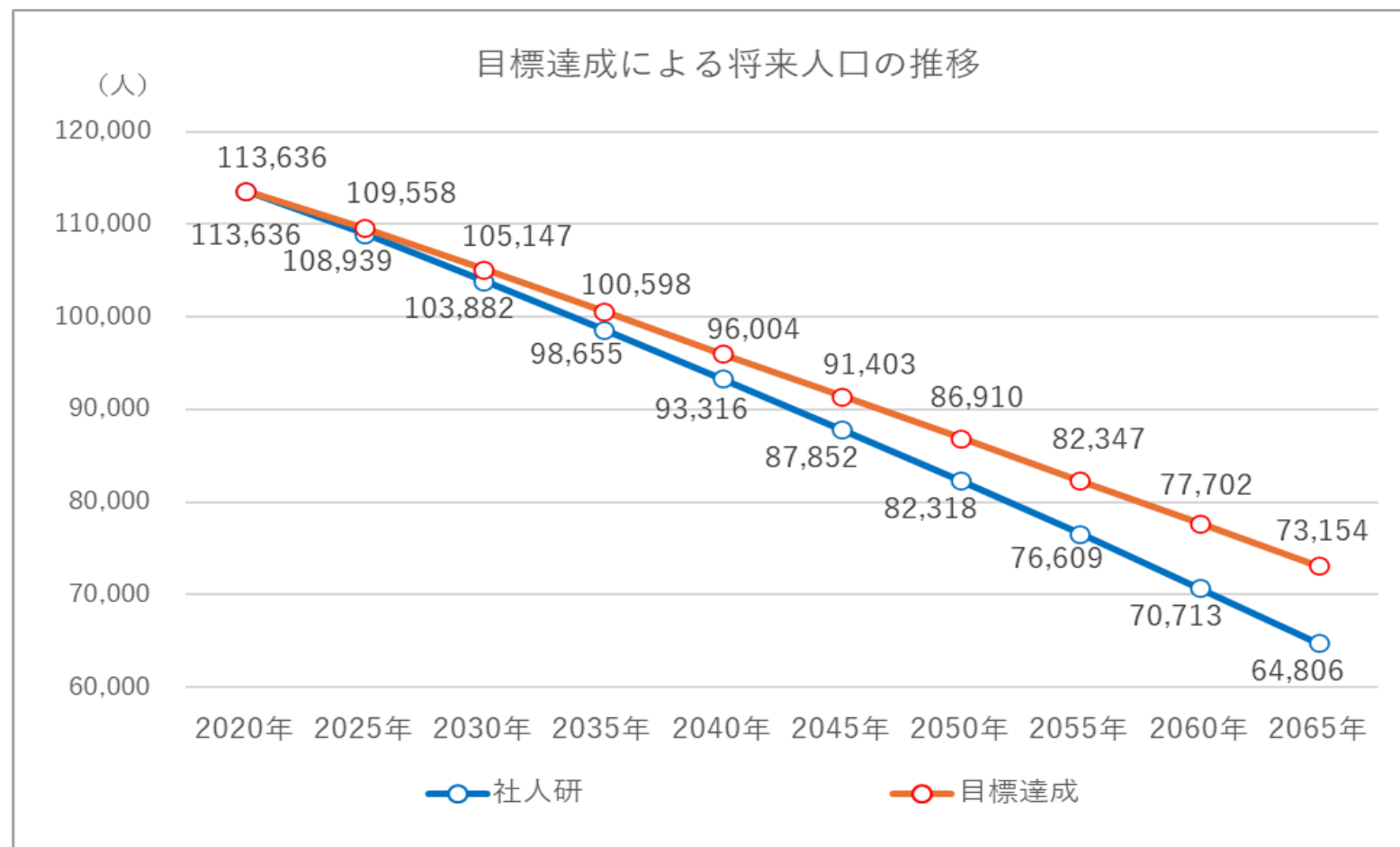
※算定方法

内閣府配付のシミュレーション用ワークシート(令和6年(2024年)6月版)を基に、社人研推計(令和5年(2023年)推計)における推計値を用いて将来の5年毎の総人口を試算【自然増減】

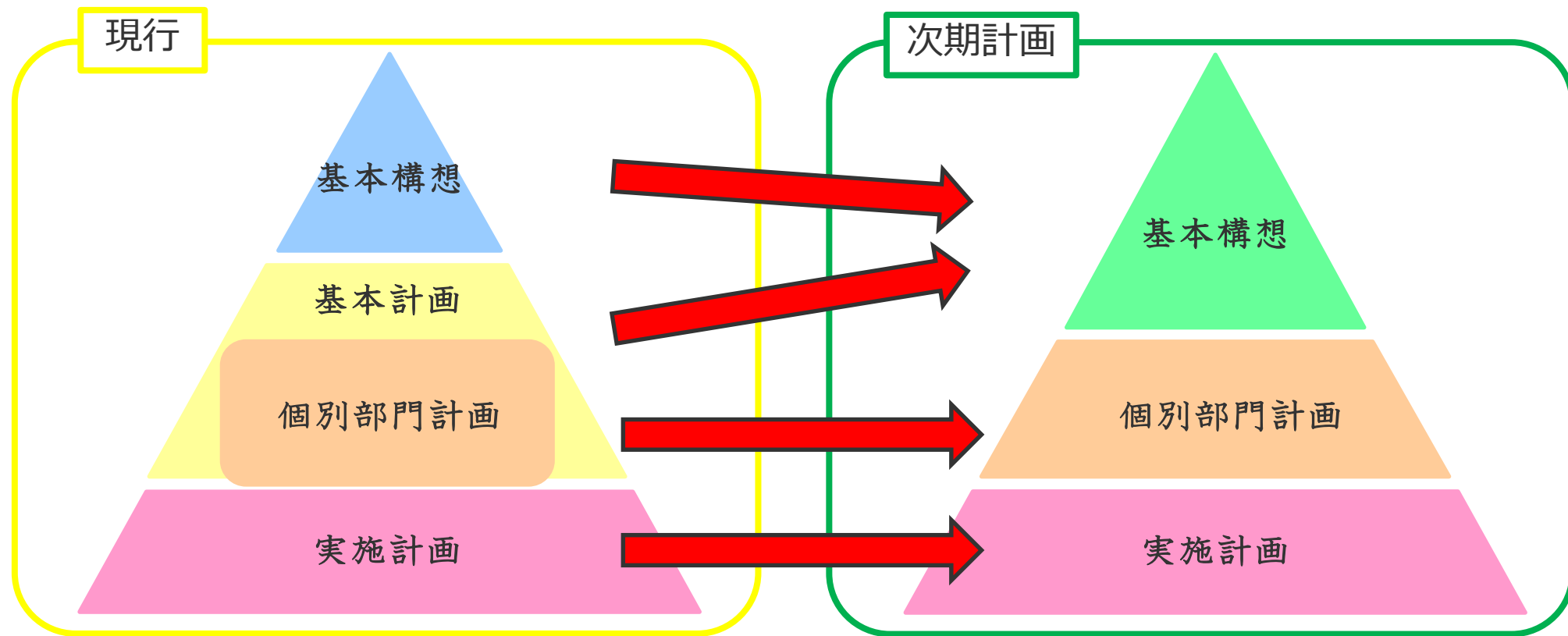
2020(R2)年の出生率を2022(R4)年の1.56と仮置きし、5年で0.005 ずつ上昇させると仮定し、2060(R42)年に1.6を達成し、以降は維持。

【社会増減】

35-39歳以下の世代が2025(R7)年を基準として、5年間で10%ずつ社会減を緩和。



4 策定方針



計画体系：総合計画は『基本構想』『個別部門計画』『実施計画』の3階層から構成

4 策定方針

基本構想

基本構想

- ・まちづくりにおいて、めざす将来都市像及び実現に向けて取り組んでいく政策を体系的に定めるもの
- ・計画期間：令和9年度から令和20年度までの12年間
- ・構成（案）：「策定にあたって」、「めざすまちの姿」、「まちづくりの政策」、「構想実現に向けた行政の取組」等

個別部門計画

個別部門計画

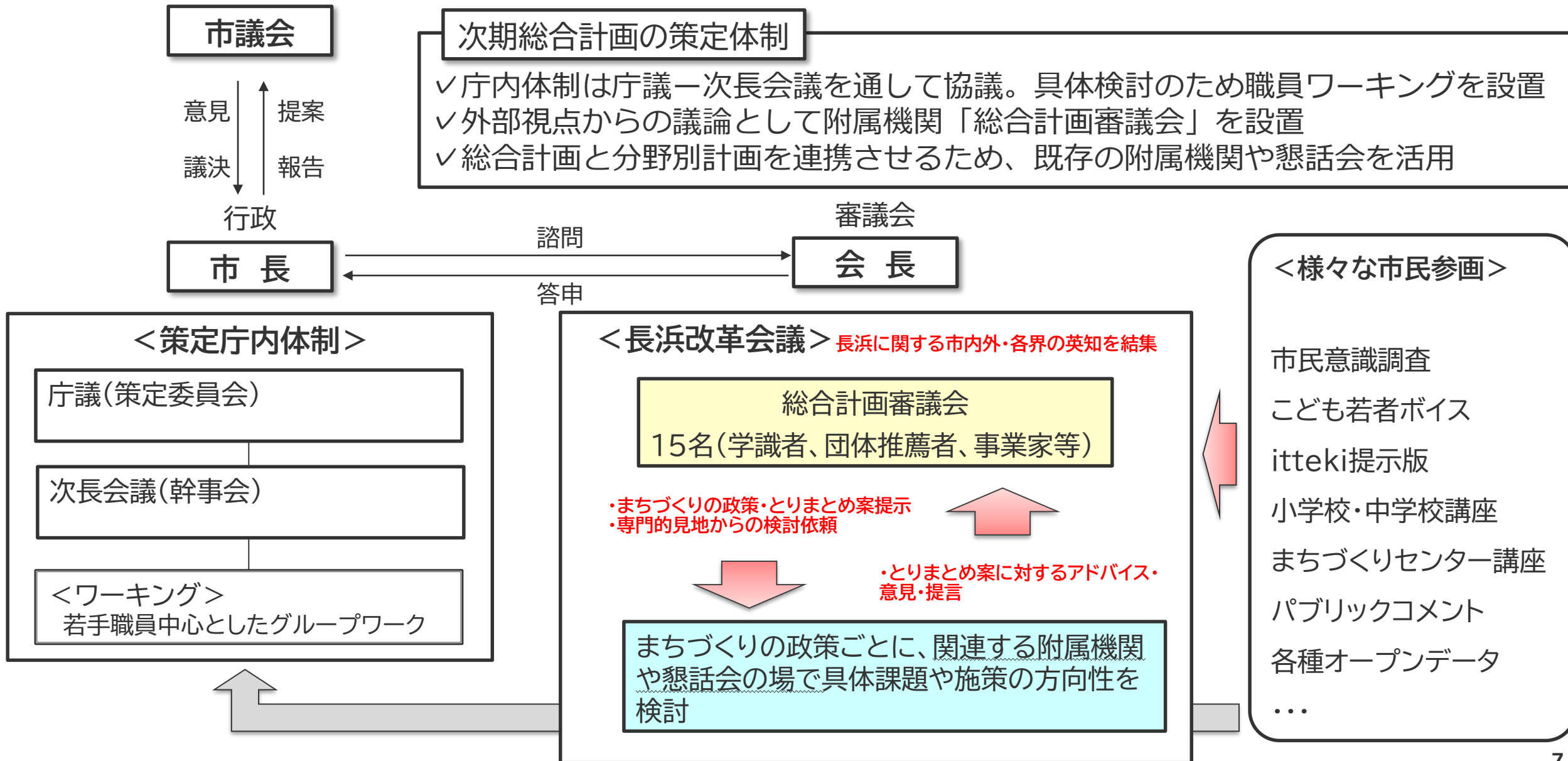
- ・既存や今後策定予定の部門計画において、それぞれの進捗・達成状況を評価するための目標指標を定めるもの
- ・計画期間：個別部門計画による

実施計画

実施計画

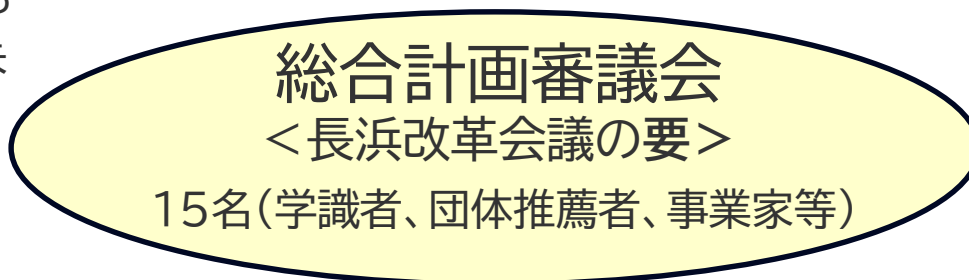
- ・個別部門計画に掲げる目標を着実に達成するため、具体的な事務事業を示し、進捗管理を行うもの
- ・計画期間：毎年度
- ・構成（案）：「事業概要」、「主な指標値」、「予算・決算」等

5 策定体制



6 長浜改革会議 全体イメージ

総合計画審議会を要にして、各附属機関や懇話会で施策議論を交わし、市の新しい未来を創り上げていく。この議論のつながりを『長浜改革会議』と総称する。



【審議会の役割】

- ・総合計画の全体検討
- ・めざすまちの姿に必要なまちづくりの政策の検討

・まちづくりの政策・とりまとめ案提示
・専門的見地からの検討依頼



・とりまとめ案に対するアドバイス・意見・提言

【政策のテーマ例】

- こども若者
- 健康医療福祉
- 歴史自然観光
- 産業

【施策議論する附属機関等】

- 未来こども若者会議
- 地域福祉計画検討委員会
- 環境審議会
- 観光振興ビジョン懇話会
- 産業振興ビジョン懇話会

【政策のテーマ例】

- 教育文化
- 安心安全
- 進取の気性

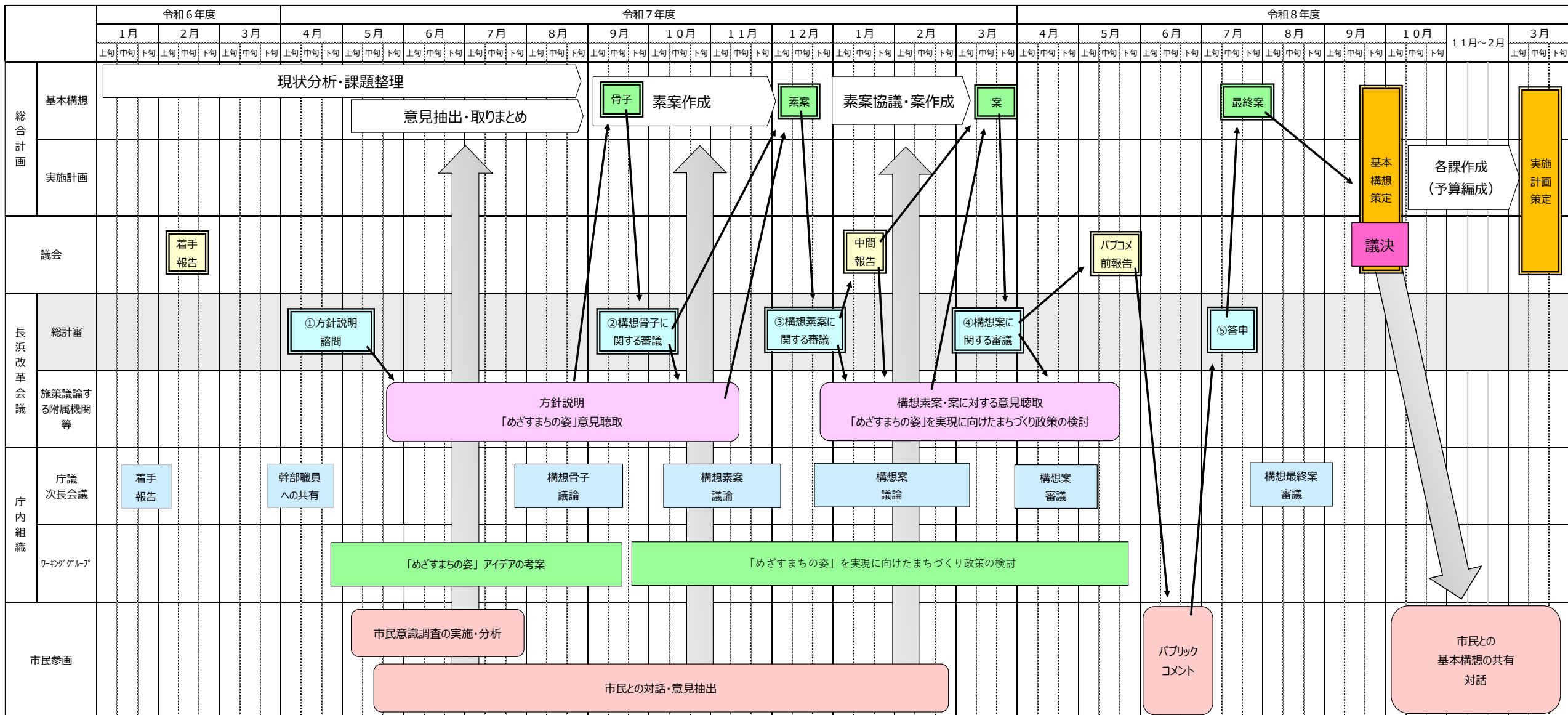
【施策議論する附属機関等】

- 教育振興基本計画策定委員会
- 都市計画審議会
- 市民協働推進会議
- 公共施設マネジメント推進委員会

【議論の流れ】

- 審議会において、現状課題や未来洞察をふまえ、めざすまちの姿を検討
- めざすまちの姿を実現させるためのまちづくりの政策を検討
- 政策のテーマごとに関連する附属機関等で施策の方向性及び具体の取組を検討

7 策定スケジュール



【総合計画策定】ご意見・ご提案をお願いします

長浜市総合計画の策定にあたり、下記2点について、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご提案をお願いします。

記

- 1 別添「長浜市の未来図」を基本的なコンセプトとして、将来の「長浜市がめざすまちの姿」について、特に、輝き3「歴史・自然・観光～歴史・自然・創造が交わる観光のまち～」を中心にご意見やご提案をお願いします。
- 2 総合計画の終期である2038年度(令和20年度)末の長浜市としてどうあってほしいか、あるいは、こんな長浜市にはなってほしくないことについて、ご意見やご提案をお願いします。

ご意見やご提案等につきましては、下記の電子メール又はFAX、二次元コードによりご連絡をお願いいたします。

電子メール：sougou@city.nagahama.lg.jp

FAX：0749-65-4006

二次元コード：



長浜市未来創造部政策デザイン課
担 当：岸田、山崎、五十嵐

開かれたシビックプライドで、“7つの輝き”が織りなすまちへ

1 「開かれたシビックプライド」は長浜市の背骨（未来を創るカギ）である

（１）本市は、少子高齢化と人口減少という避けられない課題に直面しています。本市もまた消滅可能性自治体に近づいている現状にありますが、それを乗り越え、持続可能なまちを築くためには、本市が魅力あふれるまちであることが必要です。そのため、市民一人ひとりが自信と誇りを持ち、夢を追い求めることが不可欠です。

（２）本市は、古くから自治の歴史を持ち続け、その自治の歴史がまちの発展に大きく寄与してきました。菅浦文書に代表される自治的な惣村から、城下町長浜の町衆による繁栄、明治期以後の独自の経済力によるまちづくり、昭和50年代以降の長浜城の再建、JRの直流化、大学の誘致、そして黒壁による観光客の増加など、これまで長浜で生き、暮らしてこられた方々の創意と努力によって多くの成果を上げてきました。本市では、現在でも自治会加入率が約92パーセントと県内一を誇るなど、自治の歴史を受け継いでおり、地域活動も非常に活発です。

（３）こうした自治の歴史から、本市には自分たちがまちづくりに主体的にかかわり、まちを自分たちで築いていこうというシビックプライドが根付いており、これこそが本市の市民の心の中核にあり、本市の背骨とも言える精神です。この精神は、その性質上、民主主義の基本にも根ざした価値あるものであり、日本や世界に誇れるものです。また、本市は歴史的に外部との交流を積極的に行い、技術や知識を取り入れてきた進取の気性を持っており、本市のシビックプライドはもともと「開かれた」性格を有していました。

現在の人口減少の状況を鑑みると、自分たちの力だけに頼るのではなく、外部の意見や力を活用し連携することが特に求められます。これからの本市のシビックプライドは、市内外からの意見や力を呼び込む「開かれたシビックプライド」であることを改めて意識する、これが本市の未来を創るカギです。

（４）行政は、市民の自主性やシビックプライドを最大限にサポートします。他の多くの地方都市と同様に、本市も厳しい財政状況に直面しており財政規律を守るとは当然の責務です。しかし、どの分野においても、市民の皆さんの自治力や開かれたシビックプライドが発揮される場面を応援し、ともに取り組んでいくことになります。

（５）本市は、京阪神地方、東海地方、北陸地方の結節点に位置し、その地理的優位性を活かして長い歴史と繁栄を誇り、数多くの地域資源を有しています。「開かれたシビックプライド」の下で、これらの特色ある地域資源、「輝き」を最大限に活用し、それぞれをさらに磨き上げて魅力に満ちたまちを目指していくことが重要です。

具体的には、これまで本市で培ってきたものの中でも、特に特徴や価値のある地域資源にかかる7つの分野「7つの輝き」に力を注ぎ、まちの輝きを高めていきます。個々の輝きを磨き上げるだけでなく、それらを織りなしハーモニーを生み出すことで、新たな輝きを見出していきます。

(6) 本市では、人口が減少する中で、人口が増加する時代に創られてきた社会システムに軋みが生じ、それを維持するのが多方面で難しくなっています。そのため、本市の輝きを高めていくためにも、従来の社会システムの改革が避けられません（長浜大改革の必要性）。この未来図からはじまる次期総合計画の策定もその一環です。そして、計画策定においても「開かれたシビックプライド」の考え方のもとに、市外の意見も取り入れながら、長浜市民の議論と力を活かした方法論を採用することが重要です（長浜に集まる英知を結集した「長浜改革会議」での未来志向の議論）。

2 7つの輝きによるまちづくり

【体系】

	1	2	3	4	5	6	7
背骨	開かれたシビックプライド						
輝き	こども若者	健康・医療・福祉	歴史・自然・観光	産業	教育・文化	安心・安全	進取の気性
目指すまちの姿～輝き～	こども若者を「主人公」にするまち	健康医療を誇りにするまち	歴史・自然・創造が交わる観光のまち	未来を切り拓く産業のまち	学びと文化が共鳴するまち	先人の叡知と努力に根差した持続可能なまち	果敢に挑戦をつづけるまち

輝き1 こども若者 ～こども若者を「主人公」にするまち～

【これまで培われてきたもの】

本市では、曳山祭や地蔵盆といった伝統行事を通じて、子どもを大切にする文化が長い歴史の中で培われ、それが現在まで継承されてきました。特に、曳山祭における子ども歌舞伎は、子どもが祭りの華やかな主役として脚光を浴びる象徴的な存在です。一方、若衆をはじめとする地域の支援があってこそ祭りは成り立っており、若衆は祭りの屋台骨を支える主役として重要な役割を果たしてきました。このように、本市のこども若者文化は、単に彼らを大切にするだけでなく、彼らを主役として位置づける独自の特色を持っています。

【目指すまちの姿～輝き～】

人口減少が進む中、地域の将来を担うこども若者世代をより一層重視し、彼らを守り育む

存在としてだけでなく、地域社会の主人公として明確に位置づけることが大事であり、このアプローチは本市のさらなる魅力として輝きを増すことになります。このためには、こども若者への経済的な支援をすることや成長のための環境整備をすることだけではなく、彼らが本市に愛着を持ち、積極的に関わりながら、まちの「主人公」として活躍できるような取組を市民とともに推進することが必要です。これにより、本市はこども若者と共に輝く未来を築く地域として発展していきます。

輝き 2 健康・医療・福祉 ～健康医療を誇りにするまち～

【これまで培われてきたもの】

本市は、人口 11 万人規模でありながら、4 つもの病院を有しています。これにより、県の地域医療構想において、本市は湖北地域の医療の中心地として認識されており、将来的には湖北・湖東地域全体の医療圏域の中核となり得る位置にあります。また、市内には多数の個人開業医が活躍し、研修体制も充実しているため、多くの若い医師が集まり、広域にわたる診療体制が確立されています。特に家庭医学や総合診療に注力する診療所があり、4 つの病院と役割分担を果たせる開業医と診療所の体制が整っています。さらに、長年にわたる 1,000 人献血運動や、1,600 人以上の市民が加入する日赤奉仕団、明治初期に地元の名望家有志によって設立された社団法人伊香相救社による救恤（きゅうじゅつ）・救済活動など、医療福祉を支える市民の熱心な活動体制があります。このような背景から、本市は医療を誇りにするまちとしてふさわしい存在といえます。また、地元の特色あるスポーツの振興にも力を入れており、健康面でも多種多様な取組を展開しています。これらの要素が相まって、住みやすいまちの重要な要素となり、本市の大きな魅力となっています。

【目指すまちの姿～輝き～】

健康面で予防医学的な対策を重視し、治療を受けず健康に暮らす人を増やす取組が重要です。健康面の取組として、地元の特色あるスポーツ（アメリカンフットボール、柔道、相撲、ソフトテニスなど）の普及と参加を促進し、市民全体の健康意識を高めていくことが期待されます。医療面では、増え続ける医療費をできるだけ抑制しつつ、持続可能でかつ高度医療も日常的な医療も共に充実させる体制づくりが必要であり、市民一人ひとりが健康に暮らせる環境づくりと、高水準の医療・福祉サービスを提供できるまちを目指します。

輝き 3 歴史・自然・観光 ～歴史・自然・創造が交わる観光のまち～

【これまで培われてきたもの】

本市は、琵琶湖・余呉湖、竹生島、そして北部から伊吹につながる山系など、多くの自然資源に恵まれています。また、観音、戦国史跡、城下町遺跡、鉄道遺産などの豊富な歴史遺産も存在しています。昭和 50～60 年代にかけてまちの勢いが一時衰えた時期にも、長浜城歴史博物館や黒壁ガラス工房などによる新名所づくりを推進し、「博物館都市構想」をまちづくりの基本として策定しました。その結果、年間数百万人の観光客が訪れる観光のまちと

しての勢いを取り戻し、観光をまちづくりの大きな柱にして成功してきました。この努力の積み重ねにより、「長浜市」は全国的に知名度が高まり、多くの人々に愛されるまちとなりました。

【目指すまちの姿～輝き～】

本市の魅力をさらに発展させ、日本人観光客だけでなくインバウンド観光客も増やし（あわせて目標年間 1,000 万人）、持続可能な観光地としての地位を確立することです。これを実現するためには、「稼ぐ観光」の意識を市民や観光事業者と共有し、その実践に努めることが重要です。また、市内の観光地及び観光事業者の連携を強化し、周遊観光の具体化を図ります。さらに、これらを推進するための体制整備を行い、観光客が快適に楽しむことができる環境を整え、本市を世界に誇る観光地へと進化させます。また、医療分野との連携により「医療ツーリズム」を展開するなど他分野とも連携して新たな観光のハーモニーを創り出すことも考えられます。

輝き 4 産業 ～未来を切り拓く産業のまち～

【これまで培われてきたもの】

本市は、江戸時代中期以降、浜ちりめん、浜蚊帳、浜ビロードなどの繊維産業と琵琶湖の海運を利用した産業の発展により輝きを放ってきました。戦後、繊維産業の衰退に直面する中でも、自動車関連産業等への見事な産業転換を果たし、現在でも製造業の生産高は大きく、地域経済を支えています。さらに、地元でヤンマーという大企業が育ち、三菱樹脂（現三菱ケミカル）、日本電気硝子、キヤノンなどの大企業を誘致し、多くの雇用を創出してきました。また、昭和 40 年代、50 年代には全国に先駆けて圃場整備や国営の水路整備を行い、農業の生産高を向上させるとともに、農業の大規模化や水田の転作なども進めました。このように、本市は時代のニーズにあった産業を発展させ、地域の繁栄を築いてきました。

【目指すまちの姿～輝き～】

地の利を活かした企業立地に繋げるため、成長が期待できる産業分野の企業への働きかけをはじめ、本市への企業進出や本社機能の移転を促進し、地域産業の多角化と雇用機会の増大を図り、時代に合った新たな産業の創出・育成と発展を目指します。市外からの企業誘致やそのための条件整備、インキュベーションハブの活用をはじめとした地元企業の応援、起業や創業を目指す人材の育成支援や雇用の確保が重要な課題となります。また、農業分野においても農地集約やスマート農業の推進等、次世代の農業を強く推進していきます。

これからも、時代に合った産業を支援し、持続可能な経済発展を遂げるまちを実現します。

輝き 5 教育・文化 ～学びと文化が共鳴するまち～

【これまで培われてきたもの】

本市は、明治の早い時期から教育に力を入れ始め、県内最初の小学校である開智学校を設置しました。そして、普通高校の他に、農業高校や商業工業高校などの実業高校を開校し、

実業家や政治家を育成してきました。昭和～平成時代には、地方都市ながらも大学を2校誘致し、高等教育にも力を入れ、地元の幼児教育から高等教育までの担い手を育て、バイオ分野での人材育成にも貢献してきました。

文化面では、本市は古くから仏教文化を育み、中世には猿樂という芸能の拠点となり、近世以降には町人のまちとして繁栄し、まつり、詩歌、庭園、書画、音楽などの文化を発展させてきました。最近では、市民オーケストラや吹奏楽団、市民参加型の演劇、少年少女合唱団など多彩な文化活動が活発に行われています。こうした教育・文化活動の歴史と実績は、本市の大きな魅力となっています。

【目指すまちの姿～輝き～】

今後、本市は教育において、人口減少下でも初等教育から高等教育まで、各種の学校が幅広く持続的に存続し、学びの場が確保されていることが重要です。教育の内容面では、確かな学力（IT教育やAI教育を含む）、豊かな人間性、健康・体力の3つを柱とした「生きる力」の育成を目指します。

文化面では、現在の文化活動の維持に加え、新しい分野も取り入れ、市民の文化活動への参加範囲を広げ、内容的にも深みのある取組を推進します。教育・文化活動は、まちの真の豊かさを示す一つの指標であり、その積極的な展開が求められます。本市は、学びと文化のフィールドが豊かで、多様な活動が発展していくまちを目指します。

輝き6 安心・安全 ～先人の叡知と努力に根差した持続可能なまち～

【これまで培われてきたもの】

本市は長い歴史の中で、水との闘いを続けてきました。治水面においては洪水被害を防ぐため、また利水面においては田畑などに不足する水資源を確保するため、先人たちは知恵と努力を尽くしてきました。治水の分野では、高月町西野の隧道（江戸時代にノミと槌で掘られた放水路）や旧虎姫町の田川カルバート（田川と高時川が立体交差するように改修された水路）などがその代表例です。また、利水の分野では、東上坂町の樽番（姉川からの引水を公平に分配する仕組み）や木之本町飯浦の余呉湖補給揚水機（渇水時に琵琶湖から余呉湖へ水を揚げ、幹線水路を通じて湖北全域に水を流す揚水機）などが設置され、地域の生活を支えました。

明治42年に発生した姉川地震は、岐阜県の西部から滋賀県の伊香郡、犬上郡にかけて広範囲に甚大な被害を及ぼし、死者35人、負傷者643人、全半壊した家屋は3,300戸を超えました。この未曾有の災害に際し、各地からの多くの救援が湖北一円に向けられました。坂田郡の青年団37団体2,171名は手弁当で被災者救助に急行し、長浜病院の医師や開業医らによる救護活動や日本赤十字社病院救護班の被災地への出張、妙法寺住職らによる負傷者への慰問など多くの支援が行われました。こうした支援を受け、湖北の人々は果敢に災害に立ち向かい、助け合いながら復興を果たしました。

本市は、このような先人たちの経験と努力により、地域のすべての人々が安心して暮らせ

る基盤を築いてきました。

【目指すまちの姿～輝き～】

昨今、大地震の発生や気候変動による風水害の多発、さらには特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件など、防災及び防犯の重要性はますます高まっています。本市は、安心安全を確保するために先人たちの精神を引き継ぎ、積極的に課題解決に取り組む姿勢を維持続ける必要があります。

さらなる「安全・安心」を実現するために、地域の個性と住民の知恵をフルに活用した持続可能なまちを目指します。大地震や気候変動による風水害に対しては、一層強固な防災インフラの整備や防災情報ネットワークの構築を目指します。また、防災教育やコミュニティの絆を深める活動を通じて、すべての世代が共に支え合う地域を実現します。一人ひとりの住民が心身ともに健康であり続け、地域が一体となって様々なリスクに対応できるためのサポート体制を強化していきます。災害応援協定を通じて民間会社と協力を進め、移動式宿泊施設や水の供給等、「自助・共助・公助」に加えて「民助」の輪をさらに広げ、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

輝き 7 進取の気性 ～果敢に挑戦をつづけるまち～

【これまで培われてきたもの】

本市は、これまでの時代における数々の社会的課題に果敢に取り組んできました。前述のように、戦後繊維産業が衰退した際には、自動車関連産業等への見事な産業転換を果たしました。また、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、全国に先駆けて圃場整備を行い、国営水路も整備することで農業の生産高を引き上げました。さらに、昭和後期のまちの勢いが衰えた時期には、「博物館都市構想」を掲げながら、長浜城歴史博物館や黒壁ガラス工房など新しい名所を創造し、美しく住むまちづくりを進めてきました。このように、本市は常に進取の気性を持ち続け、官民一体となって社会的課題に取り組む文化を築き上げてきました。

【目指すまちの姿～輝き～】

時代の変化にしなやかに対応しながら、これまでの経験と実績を基盤に、豊かな歴史資産と先端産業の融合を目指し、一層の産業振興と観光振興を推進します。また、DX の進展などを踏まえた農業のあらたな可能性にも引き続き注力着目し、持続可能な生産体系の確立を目指します。さらに、脱炭素など地球規模の課題に対しても、積極的に取り組みます。これらの課題解決において、進取の気性をさらに高め、生かしていくために、民間の創意工夫と挑戦を、公共が支え、応援していくような官民共同でのプロジェクトを推進し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参加する仕組みを作り上げていきます。

●「地域の強みを活かしたまちづくり」

本市は琵琶湖よりも大きな面積（681.02 ㎢）を有し、9 つの市町が 2 度にわたって合併して成立しています。旧郡単位では、3 つの郡にあたる地域（伊香郡、東浅井郡、坂田郡のう

ち旧長浜市の市域）が合併したことになります。これにより、山、川、平野などの地形や気候等自然的条件が異なる地域がいくつも存在し、それぞれの地域の条件や資源を活かして発展し、それぞれの歴史を築いてきました。このような背景から、本市の各地域の強みも、自然的条件や歴史、産業基盤等において大きく異なっています。

今後の市の地域の維持発展には、本市としての一体感を前提にしつつ、それぞれの地域の強みを活かした取組が求められます。具体的には、大きく4つの地域に分け、それぞれの特色を活かしたまちづくりを進めます。

① 北部地域（西浅井、余呉、木之本）

奥琵琶湖、賤ヶ岳、余呉湖、観音、式内社、木之本宿など、自然的・歴史的資源が多数存在し、広大な山林を有しています。この地域では、観光、林業、農業を重視した取組を進めます。また、少子高齢化や人口流出が市内で最も進んでいる地域であることを踏まえ、北部振興の視点に立った支援を行います。

② 中部地域（木之本、高月、湖北、虎姫、びわ、浅井、北郷里）

国営の水路を備えた広大な農地が広がり、稲作だけでなく、大麦、小麦、大豆、野菜、果物づくりが盛んです。農地の集積化や集約化が進み、大規模農家も多く存在します。また、高月町高月、川道町・細江町、大路町・西主計町、東上坂町等では製造業が集積しており、観音の里、小谷城跡、水鳥公園など観光資源も豊富です。この地域では、農業と工業、さらには観光を強みとしたまちづくりを進めます。

③ 中心市街地等旧長浜市街地

城下町遺産が数多く残り、長浜城、黒壁、大通寺を中心に観光客を集めています。本市の商工業の中心地であり、都市機能や人口も集積しています。この地域では、観光、商工業、住宅地といった強みを活かしたまちづくりを進めます。

④ 南長浜地域

琵琶湖や田村山・神田山などの豊かな自然環境のほか、大学、高校、病院、介護福祉施設、JR 田村駅、インキュベーションセンター等の施設が存在し、令和11年頃には（仮称）神田スマートインターチェンジの開設が予定されています。新幹線の米原駅にも比較的近接しています。この地域では、「まじわり、未来がそだつまち」をコンセプトに、新たな産業や人口の集積地としてのまちづくりを目指します。

未来図対応事務事業一覧

	1	2	3	4
輝き	こども若者	健康・医療・福祉	歴史・自然・観光	産業
目指すまちの姿 (未来図)	こども若者を「主人公」にするまち	健康医療を誇りにするまち	歴史・自然・創造が交わる観光のまち	未来を切り拓く産業のまち
令和４年度～令和６年度で実施済み又は実施中の事務事業	・若者のスタートアップ応援（N-LAPの実施） ・大学生の長浜でのフィールドワーク支援 ・長浜市役所まちあそび部の開催 ・子育て世帯・若者夫婦の新築住宅建築・購入支援 ・こども若者ボイスの実施 ・高校生大学生のサードプレイス（itteki）の開設 ・ひとり親家庭等の子どもの成長に必要な養育費支援 ・子どもの居場所づくりの促進支援 ・妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産・子育てできる支援体制の強化 ・子育て支援アプリの導入 ・AI等を活用した保育所入所調整事務のデジタル化 ・高校生までの医療費の無料化支援 ・子ども食堂等活動団体に対する開催支援 ・子育て世帯・若者夫婦のＺＥＨ住宅等の新規建築・購入支援 ・長浜 kimono AWARDSの開催 ・西浅井提灯祭りの開催応援 ・リンクアップフェスタの開催支援	・病院再編の推進 ・湖北病院・湖北やすらぎの里施設の建替整備 ・産婦人科医師及び小児救急医療体制の確保支援 ・〇次予防コホートの実施 ・1,000人献血運動の実施支援 ・明治国際医療大学との包括的連携協定の締結及び健康増進につながる取組の実施 ・地元の特色あるスポーツの振興 ・国スポ、障スポのリハーサル大会の実施 ・手話で共に暮らす長浜市手話言語条例の制定 ・長浜こども家庭センターの開設 ・多機関協働による重層的支援の展開 ・医療型短期入所施設の体制整備支援 ・児童発達支援等利用者への負担金助成支援	・長浜450年戦国フェスティバルの開催 ・長浜観光連携プラットフォームの設立 ・長浜 kimono AWARDSの開催 ・西浅井提灯祭りの開催応援 ・滞在型観光の促進に向けた観光MaaSシステムの構築 ・全国山・鉾・屋台保存連合会総会長浜大会の開催 ・観音の里・祈りとくらしの文化伝承の促進 ・（仮称）小谷城戦国体験ミュージアムの整備 ・北近江豊臣博覧会実行委員会の設立 ・黒壁、長浜地方卸売市場及びえきまち長浜の経営改善に向けた取組支援	・まちなかの遊休不動産活用に対する支援 ・まちなかの新たな魅力アップコンテンツ創出支援と地域一体となった暮らしに滞在する観光地づくり支援 ・市場ニーズを持つ事業者と連携した農業経営安定化の支援 ・持続可能な地域農業に向けた機械設備の導入支援 ・「人・農地プラン」を基に地域計画の策定支援 ・大麦、加工用トマトの６次産業化の推進 ・高専の誘致運動と近隣市町との協力 ・工場用地の面積制限（特定用途制限地域）の緩和 ・長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアムの設立支援
今後計画及び実施を検討する事務事業	・子育て世帯・若者夫婦の新築・リフォーム補助支援 ・こども若者ボイス提案事業の実施 ・PVコンテスト((こども若者＋大人)×企業)の実施とシティブロモーション特設サイトの制作 ・((こども若者＋大人)×長浜カワリ)創出プロジェクトの実施 ・万博から繋がる子どもたちの世界への夢の道プロジェクトの実施 ・ババママ・リフレッシュ託児（長浜版こども誰でも通園制度）の実施	・スポーツ・健康まちづくりの推進（ながはま健康フェスティバル等の実施） ・国スポ、障スポの実施及びそのレガシーの継承 ・広域的な診療所体制の確立 ・杉野・余呉・西浅井等の診療所維持形態と湖北病院との関係の検討	・北近江豊臣博覧会の開催 ・文化財や史跡を保存するための費用を稼ぐ観光の推進 ・自然資源と歴史遺産を生かすストーリーの作成と周遊観光のルート設定 ・歴史保存団体と観光団体の協力体制の確立 ・観光協会・まちづくり会社の連携 ・西浅井総合サービス、ロハス長浜及びふるさと夢公社きものとの連携強化	・新規産業用地の開発促進 ・神田・長沢地区の産業用地開発・同地への企業誘致 ・地元企業の希望に沿った産業用地の確保 ・乾田直播等スマート農業の推進 ・中小企業者人材確保の支援（若者の奨学金返還助成） ・バイオサイエンス分野におけるオープンイノベーションの推進 ・若者就農環境整備の支援（園芸栽培拡大・スマート農業の促進） ・保育者確保！「保育者就労支援」

	5	6	7
輝き	教育・文化	安心・安全	進取の気性
目指すまちの姿 (未来図)	学びと文化が共鳴するまち	先人の叡知と努力に根差した持続可能なまち	果敢に挑戦をつづけるまち
令和４年度～令和６年度で実施済み又は実施中の事務事業	・長浜スタイルによる授業改善 ・QubenaをはじめとしたICT教育の推進 ・学力向上プロジェクトチームの設置 ・中学校部活動における地域移行の一部実施 ・フリースクール等民間施設利用者への利用料助成支援 ・教育DXの推進 ・市民で支える小・中学校給食費の補助支援 ・地域と学校の連携と協働による「生きる力」の育成 ・長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアムの設立支援 ・キッズアートフェスティバルの開催 ・長浜市民創造ミュージカルの開催 ・ポップカルチャーフェスティバルの開催支援	・デマンドタクシー運行エリア（浅井、虎姫、びわ、湖北）の拡充 ・消防庁舎の移転統合整備 ・消防団の体制強化 ・消防団員の待遇改善 ・防災に「民助」的措置の拡充 ・災害時における移動式宿泊施設の提供に関する協定締結 ・国道365号栃ノ木峠道路整備の要望 ・防災無線の利用拡大（行方不明者の探索に活用） ・わんわんバトロールの実施 ・郵便局との包括連携協定締結による見守り支援 ・防犯カメラ搭載自販機の設置 ・買い物支援事業の導入、拡大 ・自治会活動デジタル化の促進支援 ・空き家の現状把握、利活用及び適正管理の促進 ・農業用ため池の耐震改修 ・市民とのいぬ長浜会議の連続開催 ・パートナーシップ宣誓制度の導入	・ゼロカーボンシティに向けた取組の実施 ・長浜市ゼロカーボンシティ宣言、ながはまゼロカーボンビジョン2050の策定 ・環境エージェンシー、地域新電力会社の設立・運営に対する参画と協力 ・地球温暖化防止に向けた宅配ボックスの購入設置支援 ・新商品開発、情報発信の改善によるふるさと寄附金の拡大 ・未利用財産の利活用（旧杉野小中学校、旧つづらお荘等） ・「南長浜まちづくりビジョン for 2050」の策定 ・長浜バイオ大学の包括的改革に向けた検証や方針検討 ・長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアムの設立支援 ・丹生ダム建設事業中止に伴う地域整備実施計画に基づく地域振興策の推進 ・国道365号栃ノ木峠道路整備の要望 ・デジタル技術活用による地域課題解決に向けたDX実証実験の実施 ・変動型最低制限価格制度の導入 ・週休２日取組指定型工事入札制度の導入 ・職員提案による事務の効率化・スリム化の推進 ・期日前移動期日前投票所の開設（余呉、西浅井地区で希望７自治会） ・投票場所の改善（びわ南地区） ・市議問題行動の議会への改善申入れ
今後計画及び実施を検討する事務事業	・高校生長浜留学の応援支援（虎姫高校 国際バカロレア、伊香高校 森の探求科） ・地元大学進学への誘導 ・長浜文化スポーツ振興事業団の改革 ・地域の交流拠点としての新しい図書館づくり	・少子高齢化、過疎化が進む地域での地域維持のための対応（教育機関、自治会、墓、寺、神社など） ・地域活動・自治組織における女性参画の推進 ・広域行政サービスのあり方検討	・公共施設での太陽光発電を推進するP.P.A事業の展開 ・ガバメントクラウドファンディングの実施 ・時代の流れに合わせたインフラの利活用（空き家や廃校） ・「南長浜まちづくりビジョン for 2050」に基づく事業推進 ・投票場所の改善（長浜地区） ・市民サービス窓口の再編 ・長浜版賞首討論の実施

長浜市総合計画策定に向けたご意見・ご提案等について

あなたの氏名	
あなたの年代 (該当する年代に○を してください)	～19 歳 20～29 歳 30～39 歳 40～49 歳 50～59 歳 60～69 歳 70～74 歳 75 歳以上
お住まいの地域 (該当する地域に○を してください)	長浜地域 浅井地域 びわ地域 虎姫地域 湖北地域 高月地域 木之本地域 余呉地域 西浅井地域 長浜市外
「長浜市の未来図」を基本的なコンセプトとして、将来の「長浜市がめざすまちの姿」について、ご意見やご提案をお願いします。	
総合計画の終期である2038年度(令和20年度)末の長浜市として どうあってほしいか、あるいは、こんな長浜市にはなってほしくないことについて、ご意見やご提案をお願いします。	

※用紙が不足する場合は、コピーして使用ください。